

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

# 官報

号外 昭和二十八年十一月六日

## 第十七回 参議院會議録第五号

昭和二十八年十一月六日(金曜日)午前  
十時五十分開議

議事日程 第五号

昭和二十八年十一月六日  
午前十時開議

第一、社会保険審査会委員長及び  
同審査会委員の任命に関する件

第二、昭和二十八年六月及び七月  
の大水害の被害地域における公  
衆衛生の保持に関する特別措置  
法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三、昭和二十八年六月及び七月  
における水害による被害たばこ  
耕作者に対する資金の融通に関  
する特別措置法等の一部を改正  
する法律案(内閣提出、衆議院  
送付)

(委員長報告)

第四、昭和二十八年六月及び七月  
における大水害に伴う中小企業  
信用保険法の特例に関する法律  
等の一部を改正する法律案(内  
閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第五、森林水産業施設災害復旧事  
業費国庫補助の暫定措置に関す  
る法律等の一部を改正する法律  
案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

昭和二十八年十一月六日 参議院會議録第五号 議長報告

第六、建設省設置法の一部を改正  
する法律案(内閣提出、衆議院  
送付)

(委員長報告)

第七、自由討議

第八、恩給金庫復活に関する請願

(委員長報告)

第九、戦犯者の釈放等に関する請願

(委員長報告)

第一〇、日本近海のオットセイ漁  
獲事業許可に関する請願

(委員長報告)

第一一、李承晩ライン撤廃等に関  
する請願(二件)

(委員長報告)

第一二、内水面漁業の災害復旧に  
関する請願

(委員長報告)

第一三、漁船だ捕事件に関する請願

(委員長報告)

第一四、山口県下関漁港拡張に関  
する請願

(委員長報告)

第一五、日中漁業調整促進に関す  
る請願

(委員長報告)

第一六、金沢駅構内操車場移転に  
関する請願

(委員長報告)

第一七、愛知県豊橋市中の郷土切  
存置に関する請願

(委員長報告)

第一八、小型船舶職員養成費国庫  
補助に関する請願

(委員長報告)

第一九、船舶職員法中一部改正に  
関する請願

(委員長報告)

第二〇、歯ブラシの貨物小口扱特  
別貨率免除に関する請願

(委員長報告)

第二一、福岡県門司港田ノ浦臨港  
鉄道追加工事に関する請願

(委員長報告)

第二二、立川、国立同駅間に新駅  
設置の請願

(委員長報告)

第二三、京都府北丹鉄道の災害復  
旧費国庫補助等に関する請願

(委員長報告)

第二四、多治見、春日井間間鉄  
道新路線敷設に関する請願

(委員長報告)

第二五、熱塩、米沢間間鉄道路敷  
設に関する請願

(委員長報告)

第二六、和歌山県紀の川堤防増強  
に関する請願

(委員長報告)

第二七、福井県般若川改修工事施  
行に関する請願

(委員長報告)

第二八、新潟県早川の災害土木事  
業助成工事施行に関する請願

(委員長報告)

第二九、新潟県東頸城内の地すべ  
り被害防止等に関する請願

(委員長報告)

第三〇、台風第十三号による災害  
復旧の請願(三件)

(委員長報告)

第三一、一級国道三号線中三太郎  
峠にトンネル開さくの請願

(委員長報告)

第三二、岡山県足守川改修工事施  
行に関する請願

(委員長報告)

第三三、荒川、中川総合開発促進  
に関する請願

(委員長報告)

第三四、台風第十三号による災害  
復旧促進の請願

(委員長報告)

第三五、砂防施設完備促進に関す  
る請願

(委員長報告)

第三六、東近畿の水害による災害  
復旧の請願

(委員長報告)

第三七、公営住宅建設等に関する  
請願

(委員長報告)

第三八、埼玉県利根川堤防補強工  
事促進に関する請願

(委員長報告)

第三九、二級国道秋田盛岡線改良  
工事促進に関する請願

(委員長報告)

第四〇、県道豊津伊良原線改修工  
事促進に関する請願

(委員長報告)

第四一、京都府由良川治水工事促  
進に関する請願

(委員長報告)

第四二、大阪府豊中市立豊池小学  
校移転に関する請願

(委員長報告)

第四三、戦犯者の釈放に関する陳  
情

(委員長報告)

第四四、九州西海地域漁業業者救  
済対策に関する陳情

(委員長報告)

第四五、李承晩ライン撤廃等に関  
する陳情

(委員長報告)

第四六、内水面漁業振興対策に関  
する陳情

(委員長報告)

第四七、定置漁具災害補償制度確  
立等に関する陳情

(委員長報告)

第四八、海区漁業調整委員会職員  
の身分確立等に関する陳情

(委員長報告)

第四九、山口県通瀬港整備拡充に  
関する陳情

(委員長報告)

第五〇、国鉄貨物輸送力増強に関  
する陳情

(委員長報告)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は朗  
読を省略いたします。

一昨四日議長において、左の常任委員  
の辞任を許可した。

予算委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

昭和二十八年十一月六日 参議院會議録第五号 議長の報告

昭和二十八年台風第十三号による被害地の除根事業に対する特別措置法案

昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律の一部を改正する法律案

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法案

法務委員会に付託

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

風水害緊急対策特別委員会に付託

奄美群島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

地方行政委員会に付託

昭和二十八年年度一般会計予算補正(第一号)

昭和二十八年年度特別会計予算補正(特第一号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(印刷事業)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本専売公社)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(造幣事業)

大蔵委員会に付託

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(国有林野事業)

農林委員会に付託

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(アルコール専売事業)

通商産業委員会に付託

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(郵政事業)

郵政委員会に付託

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本電信電話公社)

電気通信委員会に付託

去る十月三十日委員長から左の報告書を出した。

行政機構の整備に関する調査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案審査報告書

協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案審査報告書

租税、金融制度及び専売事業等に関する調査報告書

昭和二十八年年度予算の執行状況に関する調査報告書

一昨四日委員長から左の報告書を出した。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案可決報告書

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法案可決報告書

建設省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案等の一部を改正する法律案可決報告書

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案の一部を改正する法律案修正議決報告書

昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

同日議長は、中央更生保護審査会委員に白根松介君を任命したことに付いて承認した旨衆議院に通知した。

同日本院は、公正取引委員会委員に山本茂君を任命したことに付いて承認した旨衆議院に通知した。

同日本院は、商品取引所審査会会長に向井鹿松君、同審査会委員に柿沼谷蔵君、島岡君、藤田國之助君及び南正樹君を任命したことに付いて承認した旨衆議院に通知した。

同日本院は、中央更生保護審査会委員に白根松介君を任命したことに付いて承認した旨衆議院に通知した。

同日本院は、公正取引委員会委員に山本茂君を任命したことに付いて承認した旨衆議院に通知した。

同日本院は、文化財保護委員会委員に高橋誠一郎君及び矢代幸雄君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、同院は商品取引所審査会会長に向井鹿松君、同審査会委員に柿沼谷蔵君、島岡君、藤田國之助君及び南正樹君を任命したことに付いて承認したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同院は中央更生保護審査会委員に白根松介君を任命したことに付いて承認したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同院は公正取引委員会委員に山本茂君を任命したことに付いて承認したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同院は文化財保護委員会委員に高橋誠一郎君及び矢代幸雄君を任命することに同意したことを承認したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同院は商品取引所審査会会長に向井鹿松君、同審査会委員に柿沼谷蔵君、島岡君、藤田國之助君及び南正樹君を任命したことに付いて承認したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同院は中央更生保護審査会委員に白根松介君を任命したことに付いて承認したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同院は文化財保護委員会委員に高橋誠一郎君及び矢代幸雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

去る二日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

厚生省社会局長 安田 敏君

行政管理局 岡部 史郎君

管理部長 増原 重吉君

保安庁次長 増原 重吉君

同日内閣総理大臣から、厚生省社会局長安田敏君外二名(前掲議長承認のとおり)を第十七回国政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一昨四日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

公正取引委員会委員 横田 正俊君

公正取引委員会委員 小川清四郎君

同日内閣総理大臣から、公正取引委員会委員横田正俊君外一名(前掲議長承認のとおり)を第十七回国政府委員に任命した旨の通知を受領した。

昨五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 松澤 兼人君

大蔵委員 矢嶋 三義君

郵政委員 永岡 光治君

労働委員 田畑 金光君

予算委員 曾根 益君

決算委員 鈴木 一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 永岡 光治君  
郵政委員 矢嶋 三義君  
労働委員 松澤 兼人君  
予算委員 棚橋 小虎君  
決算委員 堀 眞琴君  
議院運営委員 田畑 金光君  
同 鈴木 一君  
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。  
風水害緊急対策特別委員 亀田 得治君  
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。  
風水害緊急対策特別委員 菊川 孝夫君  
同日予算委員会において当選した理事は左の通りである。  
理事 木村福八郎君 (木村福八郎君の補欠)  
去る十月三十日委員長から左の報告書を提出した。  
臨時疎安給定法案審査報告書  
農林政策に関する調査報告書  
水産政策に関する調査報告書  
建設行政に関する調査報告書  
去る同月三十一日委員長から左の報告書を提出した。  
地方行政の改革に関する調査報告書  
去る二日委員長から左の報告書を提出した。  
労働情勢一般に関する調査報告書  
けい肺法案審査報告書  
労働基準法の一部を改正する法律案審査報告書  
昨五日委員長から左の報告書を提出した。  
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

運輸委員会請願審査報告書第一号同  
特別報告第一号  
運輸委員会陳情審査報告書第一号同  
特別報告第一号  
法務委員会請願審査報告書第一号同  
特別報告第一号  
法務委員会陳情審査報告書第一号同  
特別報告第一号  
建設委員会請願審査報告書第一号同  
特別報告第一号  
水産委員会請願審査報告書第一号同  
特別報告第一号  
水産委員会陳情審査報告書第一号同  
特別報告第一号  
一昨四日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。  
調達庁長官 福島慎太郎君  
調達庁次長 堀井 善治君  
調達庁総務部長 山内 隆一君  
調達庁不  
調達部長 山中 一朗君  
調達庁労働部長 百田 正弘君  
自治庁選挙部長 金丸 三郎君  
自治庁財政部長 後藤 博君  
大蔵省主計 佐藤 一郎君  
局総務課長 渡部 伍良君  
農林大臣官房長 安田善一郎君  
農林省農林経済 局統計調査部長 堀見友之助君  
農林省農業 改良局長 柴田 栄君  
林野庁長官 栗田 正君  
水産庁長官 清井 正君  
運輸省鉄道監督 局国有鉄道部長 細田 吉蔵君  
海上保安庁長官 山口 伝君  
大蔵省造幣局長 村岡 信勝君  
大蔵省印刷局長 吉田 晴二君  
国税庁長官 平田敬一郎君

日本専売公 今泉 兼寛君  
社監理官  
大蔵省主計 岸本 晋君  
局給与課長  
大蔵省主計 柳沢 英蔵君  
局司計課長  
同日内閣総理大臣から調達庁長官福島慎太郎君外二十名 (前掲議長承認のとおり) を第十七回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。  
○議長(河井彌八君) これより本日の会議を開きます。  
日程第一を後に廻したいと思いますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと仰る者あり〕  
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。  
○議長(河井彌八君) 日程第二、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案、  
日程第三、昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律案、  
日程第四、昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案、  
日程第五、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案 (いずれも内閣提出、衆議院送付)  
以上四案を一括して議題とすること  
に御異議ございませんか。  
〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。風水害緊急対策特別委員長矢嶋三義君。  
審査報告書  
昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案  
右全会一致をもって別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。  
昭和二十八年十一月四日  
風水害緊急対策特別委員長 矢嶋 三義  
参議院議長河井彌八殿  
多数意見者署名  
田中 啓一 藤野 繁雄  
松岡 平市 井上 清一  
高野 一夫 重政 庸徳  
三浦 辰雄 井野 碩哉  
成瀬 晴治 竹中 勝男  
寺本 廣作 上林 忠次  
山田 節男 林 了  
大谷 實雄 新谷寅三郎

ようとするもので、併せて災害救助に関する特別措置法及び母子福祉の貸付に関する特別措置法において所要の改正を行うものであつて適切な措置と認める。  
委員会においては、本法律案第一一条のうちの第四条の改正規定中「改める。」を改め、「塵芥焼却場」の下に、「と畜場」を加える。』に修正を行つた。  
二、事件の利害得失  
八月に発生した京都地方等の大水害及び九月に発生した台風第十号による被害地に対しても、六月及び七月に発生した災害に対しての特別措置法と同様の措置がとられることになるので、同地方における災害復旧が迅速且つ効率的に処置され民生の安定に資する利益がある。  
三、費用  
本法による改正を含めてこれら厚生省関係の特別措置法の施行に伴う予算は本年度繰上算及び補正予算を通じて二、六六七、七九九千円となる。  
昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和二十八年十一月三日  
衆議院議長 堤 康次郎  
参議院議長河井彌八殿

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律

第一条 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及び七月に生じた大水害(以下「水害」という。)」を「昭和二十八年六月及び七月に生じた大水害又は同年八月及び九月に生じた風水害(以下単に「水害等」という。)」に改める。

第二条第一項中「又は同年七月一日」を「七月一日、八月一日又は九月一日」に改め、同条第一項及び第二項中「水害」を「水害等」に、「昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法」を「昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法」に改め、同条第三項中「昭和二十八年六月一日とする市町村及び同

年七月一日とする市町村は、を「それぞれ昭和二十八年六月一日、七月一日、八月一日又は九月一日とする市町村は、」に改める。

第三条第一項中「水害」を「水害等」に、「又は同年七月一日」を「七月一日、八月一日又は九月一日」に改める。

第四条第一項中「又は同年七月一日」を「七月一日、八月一日又は九月一日」に、「水害」を「水害等」に改める。

第二条 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及び七月の大水害(以下「水害」という。)」を「昭和二十八年六月及び七月の大水害又は同年八月及び九月の風水害(以下単に「水害等」という。)」に改める。

第二条各号列記以外の部分中「被害地域に係る都道府県が、」の下に「水害等に関する救助のため、」を加え、「(政令で指定する被害地域に係る都道府県にあつては同年七月一日)」を「(政令で指定する被害地域に係る都道府県にあつては、政令で定めるところにより同年七月一日又は八月一日のいずれかの日とする。)」に、「水害に関する

救助のため、左の各号の一に掲げる費用を支出したときは、」を「左の各号の一に掲げる費用を支出したとき、又は政令で定めるところにより政令で定める期間内に第一号及び災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)第二十三条に規定するもの以外の救助のため必要な施設又は設備で政令で定めるところに要する費用を支出したときは、」に、「災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)」を「災害救助法」に改め、同条第三号を削る。

第三条 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及び七月に生じた大水害(以下「水害」という。)」を「昭和二十八年六月及び七月に生じた大水害又は同年八月及び九月に生じた風水害(以下単に「水害等」という。)」に改める。

第二条中「(政令で指定する被害地域にあつては同年七月一日)」を「(政令で指定する被害地域にあつては、政令で定めるところにより同年七月一日、八月一日又は九月

一日のいずれかの日とする。)」に改め、同条第一号中「水害」を「水害等」に改める。

第四条 昭和二十八年六月及び七月の大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及び七月の大水害(以下「水害」という。)」を「昭和二十八年六月及び七月の大水害又は同年八月及び九月の風水害(以下単に「水害等」という。)」に、「水害」を「水害等」に改める。

第二条第一項中「水害」を「水害等」に改める。

第五条 昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及び七月の大水害(以下「水害」という。)」を「昭和二十八年六月及び七月の大水害又は同年八月及び九月の風水害(以下単に「水害等」という。)」に改め、「当該被害地域に居住していた者」の下に「であつて水害等により被災したもの」を加える。

う。を「昭和二十八年六月及び七月の大水害又は同年八月及び九月の風水害(以下単に「水害等」という。)」に改める。

第二条第一項中「又は同年七月一日」を「七月一日、八月一日又は九月一日」に改め、同条第二項中「昭和二十八年六月一日とする場合」と同年七月一日とする場合との区分は、を「それぞれ昭和二十八年六月一日、七月一日、八月一日又は九月一日とする場合の区分は、」に改める。

第三条から第五条までの各条中「水害」を「水害等」に改める。

第六条 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行つた母子福祉資金の貸付に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域において行つた母子福祉資金の貸付に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及び七月の大水害(以下「水害」という。)」を「昭和二十八年六月及び七月の大水害又は同年八月及び九月の風水害(以下単に「水害等」という。)」に、「第三

第一項に規定する者」の下に「であつて水害等により被災したもの」を加える。

第二条中「前条に規定する大水害」を「水害等」に改め、「当該被害地域に居住していた者」の下に「であつて水害等により被災したもの」を加える。

第三條第一項中「被害地域に係る都道府県」の下に「であつて政令で指定するもの」を加え、「三倍に相当する金額」を「うち当該都道府県が被害等により被災した者に対する貸付金の財源に充てる部分の三倍に相当する金額及びその他の部分と同額の金額の合計額」に改める。

## 附則

この法律は公布の日から施行する。但し、改正後の昭和二十八年六月及び七月の風水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法は、同法に規定する事項であつてこの法律の施行前に係るものについても適用し、第六條の規定は、昭和二十八年八月十七日から適用する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年六月及び七月における被害による被害者に対する特別措置法等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十八年十一月三日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井瀧八郎

昭和二十八年六月及び七月における被害による被害者に対する特別措置法等の一部を改正する法律案昭和二十八年六月及び七月における被害による被害者に対する特別措置法等の一部を改正する法律案

者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律

（昭和二十八年六月及び七月における被害による被害者に対する特別措置法等の一部を改正する法律）

第一条 昭和二十八年六月及び七月における被害による被害者に対する特別措置法（昭和二十八年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の風水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害者に対する資金の融通に関する特別措置法

第一条中「被害（以下「被害」という。）を、大水害又は同年八月から九月までの間に生じた風水害（以下「被害等」と総称する。）に改める。

第二条第一項第一号及び第二号中「被害」を「被害等」に改め、同条第三項中「二億円」を「二億二千万円」に改める。

（昭和二十八年六月及び七月の風水害による被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律の一部改正）

第二条 昭和二十八年六月及び七月の風水害による被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の風水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害者に対する特別措置法（昭和二十八年法律第二百二十号）の一部を次のように改める。

第一条中「（以下「被害」という。）を、又は同年八月及び九月の風水害（以下「被害等」と総称する。）に、被害により」を「被害等により」に改める。

第二条第一項中「被害」を「被害等」に改める。

（昭和二十八年六月及び七月の風水害による被害中小企業者に対する特別措置法の一部改正）

第三条 昭和二十八年六月及び七月の風水害による被害中小企業者に対する特別措置法（昭和二十八年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の風水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害者に対する特別措置法

第一条第一項中「（以下「被害」という。）を、又は同年八月及び九月の風水害（以下「被害等」と総称する。）に、被害により」を「被害等により」に改め、同条第五項中「六月及び七月の風水害」の下に「並びに同年八月及び九月の風水害」を加える。

第二条及び第三条中「被害」を「被害等」に改める。

## 附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年六月及び七月における被害による被害者に対する特別措置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年十一月三日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井瀧八郎

昭和二十八年六月及び七月における被害による被害者に対する特別措置法等の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月における被害による被害者に対する特別措置法等の一部を改正する法律案

第一条 昭和二十八年六月及び七月における被害による被害者に対する特別措置法等の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月における被害による被害者に対する特別措置法等の一部を改正する法律案

第一条中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月における風水害」を加える。

第二条 昭和二十八年六月及び七月における被害による被害者に対する特別措置法（昭和二十八年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月における被害による被害者に対する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月下旬から七月までの大水害」を「昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「大水害」という。）又は同年八月及び九月の風水害（以下「風水害」という。）に改める。

第二条第一項中「昭和二十八年六月下旬から七月までの大水害」を「大水害又は風水害」に改め、同条第二項中「総額二十万圓（事業協同組合又は同連合会については百万圓）」を「事業協同組合及び同連合会以外の者にあつては総額二十万圓、事業協同組合又は同連合会にあつては総額百万圓（大水害及び風水害の双方によつて損害を受けた場合は、それぞれ二十五万圓及び百三十万圓）」に改める。

第三条第二項中「二十億圓」を「三十五億圓」に改める。

第三条 昭和二十八年六月及び七月の風水害地域における自動車競技法の特例に関する法律（昭和二十

昭和二十八年十一月六日 参議院會議録第五号

三件

六二

八年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域並びに同年八月及び九月の風水害被害地域における自動車救済法の特例に関する法律

本則中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月における風水害」を加え、「政令で指定する地域内にある地方公共団体」を「地域内にある地方公共団体であつて、政令で指定するもの」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年十一月三日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

(一は衆議院修正)

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部改正)

第一条 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和二十八年六月下旬から七月までの間に政令で指定する地域内において生じた大水害」を「政令で指定する地域内において、昭和二十八年六月下旬から七月までの間に生じた大水害又は同年八月から九月までの間に生じた風水害」に改める。

附則第四項及び第五項中「大水害」の下に「又は風水害」を加える。

(昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法の一部改正)

第二条 昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。  
昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法

第一条中「(以下「水害」といふ。)」の下に「又は同年八月から九月までの間に生じた風水害(以下「風水害」といふ。)」を加える。

第二条中「水害」の下に「又は風水害」を加え、同条第三項第一号中「十五万円」の下に「(水害及び風水害の双方によつて損害を受けた被害農林漁業者に貸し付けられる場合は二十万円)」を加える。

第四条第一項中「百億円」を「二百億円」に改める。  
(昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に對する米麦の売渡の特例に関する法律の一部改正)

第三条 昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に對する米麦の売渡の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。  
昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農家に對する米麦の売渡の特例に関する法律

第一条中「昭和二十八年六月下旬から七月までの間に政令で定める地域内において生じた大水害(以下「水害」といふ。)」を「政令で定める地域内において、昭和二十八年六月下旬から七月までの間に生じた大水害又は同年八月から九月までの間に生じた風水害(以下「水害等」と総称する。)」に改める。

第二条第一項中「水害」を「水害等」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○矢嶋三義君 これは内閣提出したが、政府委員はどうして出席しないのです。

○議長(河井彌八郎) 要求しておりません。

○矢嶋三義君 出席して下さい。これは大事な法律です。而もこれは内閣提出です。それを政府委員が来ないで報告できますか。呼んで下さい。これは不熱心な証拠だ。議長、呼んで下さい。大臣でも次官でもおられるはずなんです。来られないはずはない。(どうするのだ)「登壇々々」「予算委員会に出ていりやないですか」「休憩々々」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)内閣提出ですからね。政務次官か誰か出て来て下さい。出ておるのは農林だけです。大蔵もあれば、厚生もあれば、各省の政務次官来なければ無理ですよ。内閣提出ですから……。

○議長(河井彌八郎) 政府の出席を求めております。

○矢嶋三義君 只今議題となりました昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この改正法案は、前国会において制定されましたところの昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に対する特別措置法等のうち、厚生省関係の六件の法律、即ち昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法、同災害救助に関する特別措置法、同国民健康保

險事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法、同病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法、同社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法及び同母子福祉資金の貸付に関する特別措置法につきまして、その一部を改正するものでありまして、改正の要点は次の通りであります。

第一点は、右の六件の特別措置法は、西日本及び近畿等の各地方に発生した本年六月及び七月の水害に適用するものとして定められていたものであります。本年の八月に発生した京都地方等の大水害及び九月の第十三号台風によつて発生した近畿、東海、北陸等の各地方の風水害にも、同様の特別措置を講ずる必要がありますので、現行法に定められております災害の範囲及び期間の規定を改正して、右の風水害等にもこれを適用しようとするものであります。

右の点は、六件の特別措置法全部を通じての改正であります。これ以外に、災害救助及び母子福祉資金の貸付に関する特別措置法につきましては、別に次のような改正を行おうとするものであります。先ず災害救助に関する特別措置法につきましては、現行法第二条第一号及び第二号に定められている応急仮設住宅供与費及び救助事務費等についての国庫補助の措置が、本年八月三日に公布された災害救助法の一部改正法に規定されるに至りましたので、これとの調整を図らんとするものであります。次に母子福祉資金の貸付に関する特別措置法につきましては、現行の規定では、この特別措置が水害による被害を受けない者にまで及ぶ虞

れがありますので、この法律の立法の趣旨に即応するように、この特別措置の対象を風水害等により被害を受けた者に限定すると共に、この特別措置の実施範囲を風水害等を受けた全地域に及ぼし得るようによりしよとするものであります。

以上がこの改正法律案の要点でございます。

特別委員会におきましては、先ず政府当局から本改正法案の提案理由並びに内容につきまして詳細なる説明を聴取してのち、慎重に審議いたし、熱心に質疑応答が行われたのであります。その詳細は速記録によりまして御了承を願います。

かくて質疑を打ち切り、討論に移りましたところ、松岡委員から、本案に対する修正の動議が提出され、修正を除く部分に対しては原案に賛成する旨を述べられたのであります。修正の要点は、改正法案第一条のうち第四条の改正規定中に「と畜場」を加え、政令で指定する被害地域の市町村が、そのと畜場の災害の復旧に要する費用を支出したときは、国はこれに対し三分の二を補助することができるようになすとするのであります。これに対しては別に異議を申述べた人もなく、討論を終結して、先ず修正案について採決いたしました結果、全会一致を以てこれを可決いたしました。次いで修正箇所を除く部分について採決いたしましたところ、これ又全会一致で原案通り可決いたしました。よつて本案は修正議決と決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。

害による被害たばこ耕作者に対する資金融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律案につき、本委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

先本年六月及び七月における大水害に対する特別措置といたしまして、昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律並びに昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有的機械等の譲渡等に関する特別措置法が制定公布せられ、被害たばこ耕作者に対する資金の融通を円滑にするため、融資機関に対し、利子補給及び損失の補償を行い、国若しくは地方公共団体の職員等に対し、国家公務員共済組合法による災害見舞金の増額給付又は特別給付金の支給の措置を講じ、又被害中小企業者の事業設備の復旧を図るため、国有機械を減額譲渡する等の特別措置が講ぜられたのであります。更に本年八月及び九月において生じた風水害につきましても、その被害状況に鑑み、同様の措置を講ずることが必要であると考えられますので、右の三法律を改正して、八月及び九月の風水害にも適用することとしたものであります。なお、被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法につきましても、融資の総額の限度を二億円から二億二千万円に改めてあります。

以上が本法律案の内容であります。以上御報告申し上げます。

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案につき、本委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

分審議し、更に本特別委員会の懇談会で十分審議協議したものでございまして、別段質疑討論なく、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。

次に、昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特別に関する法律等の一部を改正する法律案につき、本委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。本法案は、先に第十六国会において成立しました今年六月及び七月の大水害に対する諸法律中、通商産業省所管の三法律につき、これを本年八月及び九月の風水害に対しても適用でき得るよう所要の改正を加えるもので、即ち、第一条は、昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特別に関する法律の一部を改正するものであります。特別措置の適用対象を、八月及び九月の風水害によつて損失を受けた中小企業者にまで拡大せんとするものであります。第二条は、昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正するもので、特別措置の適用対象を八月及び九月の風水害の被害中小企業者まで拡大し、併せて六月及び七月の大水害と八月及び九月の風水害との再度に亘り被害をこうむつた者に対しては、利子補給の優遇措置を受け得る復旧事業資金の限度額を引上げる措置を講ずると共に、利子補給にかかる復旧事業資金の総額を増額せんとするものであります。最後に第三条は、昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律の一部を改正するもので、自転車

競技法の規定による国庫納付金を納付することを要しない地方公共団体として、八月及び九月の風水害をこうむつた地域内にある罹災地方公共団体を追加し得るよう措置し、今次災害の速かな復旧に資せんとするものであります。

ここに明確に御報告申し上げておきますが、改正前の法律によりするところの地方公共団体は、政令で指定する地域内にある地方公共団体とありましたので、指定する地域内にある地方公共団体であれば、被害を受けない所も納付金の免除を受けておつた次第でございまして、このたびの改正は、地域内にある地方公共団体であつて政令で指定するものと改正いたしましたので、指定する地域内にありましても被害を受けていない所は納付金免除の適用は受けないということに改正されたことを明確に申し上げておきます。

以上が改正の内容であります。本委員会におきましては、質疑並びに討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、本改正案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

最後に、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案について、風水害緊急特別対策委員会における審議の状況及び結果について御報告申し上げます。

先の六月及び七月の大水害に際しましては、二十四の特別立法が制定され、被害地の復興に万全の措置が講ぜられたのであります。今次の八月及び九月の風水害について見ましても、

その規模において先の大水害の場合と何ら異なつたところはないのであります。よつて、そのため、先の六月及び七月の場合と同様に、農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助率引上げ等、特別の措置を講ずると共に、被害農家に對しましては、その農業経営を維持するために必要な営農資金を円滑に且つ低利に融通するよう措置を講じ、更に被害農業者に対しおむね、生産者価格によつて米麦を売り渡し、以て被害農家の飯米の確保を図らうとする目的を以て、この法案が提案されたのであります。

以下本法案の内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。本法案は三つの部分から成り立つております。先ず第一は、農林水産業施設災害復旧事業費に対する国庫補助率の引上げをいたしましたのであります。即ち、先の六月及び七月の大水害の場合には、農地等の災害復旧事業に対する国庫補助率を九割に引上げたのであります。今回の八月及び九月の風水害による農地等の災害復旧事業にも同様の高率補助率を適用する等の措置を講じ、以てその復旧に万全の措置をとらんとするものであります。第二は、被害農林漁業者等に対し、営農資金の融通を円滑にする措置を講じたことでもあります。即ち、先の六月及び七月の大水害の場合にとりました措置と同様、今回の八月及び九月の風水害の場合におきましても、被害農林漁業者に対し資金を融通する金融機関との契約によつて利子補給及び損失補償等を行う都道府県に対し、政府はその費用の全部又は一部につき補助金を交付する等の措置を講ずると共に、前回の水害及び今回の風

水害の双方によつて損失を受けた被害農林漁業者等に対しては、国庫補助にかゝる融資の貸付額の限度を二十万円とし、更にこれに伴ひましてその融資総額を従来の百億円から二百億円に引上げる等の措置を講じようとするものであります。第三は、被害農家に對し米麦の生産者価格等による売渡し制度を設けたことであります。即ち、先の六月及び七月の大水害による被害農家に對しまして、米麦の低廉な価格による売渡しの制度が設けられたのと同様、今回の風水害につきましても、これによりその生産した米麦を流失した等の被害農家に對しまして、おおむね生産者価格で米麦を売渡す等の措置を講じ、以て飯用米麦の確保と農業再生産の維持に支障なからしめようとしたわけでありませう。

次に、委員会においては小委員会を設け、慎重審議の結果、政府に對し以下申上げるような申入れをいたしました。

一、山村地帯にある被害農家に對して炭薪構築費の一部を国が助成すること。

一、淡水魚等の繁殖及び種苗放流費について助成措置をすること。

一、災害農地の排水及び除塩については、恒久法である農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律を改正し、排水及び除塩の事業を補助の対象とすべきである。

なお、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部改正案については、政府原案を衆議院において修正議決されて送付になりました。

その修正点は、附則第三項中にある特例の施行期日が昭和二十八年六月下旬よりあるを「下旬」を削除した点でありまして、本問題につきましては、当特別委員会においては当初から議論の最も沸騰した点でございまして、災害の実情からいって、この下旬を削除すべきであるという主張と、もう一つは、立法当時の筋を通して、飽くまで「下旬」の字句は削除すべきでないという意見が対立いたしました。長い期間に亘つて当特別委員会においては採みに採んだ問題でございまして、一方、衆議院側において、政府原案を修正議決して送付した次第でございまして、その段階になり、その修正の理由について修正案提案者代表として、衆議院議員綱島正興君より修正の経過につき詳細なる説明を聴取し、慎重審議をいたしまして、その段階において質疑応答がなされましたが、その主なるものを申し上げます。いうと、「下旬」を削除することによつて台風第二号が入ることになるが、台風第二号によつて生じたところの被害総額は幾ばく把握されておるかというところの委員の質問に對しまして、その点は明確でないという答弁でございました。更に農林省の政府委員に對しまして、その金額について質疑いたしましたところ、政府委員においてその点答弁のできる段階に至つていないと、こういう答弁があつた次第でございまして、

更に、このたびの災害復旧国費所要額が、或る時期に千八百億円と政府から説明され、その後この国費所要額は千五百六十五億円と訂正されたが、その数字の変わった理由の一つとして、

台風第二号が入つておつたのを、これを削除したので千五百六十五億と減額されたという説明が、或いは緒方対策部長或いは小笠原大蔵大臣からなされておつたわけにございまして、この点について、台風第二号を入れることによつて幾ら千五百六十五億の数字が変るのかと、こういう質問に對しまして、大蔵省石原主計局長は、台風第二号が入ることによつてその多額の相違は来たさないと、こういう答弁がございました。で、これに對して重ねて委員から、それでは緒方国務大臣或いは小笠原大蔵大臣が、台風第二号の災害と国費所要額との関連を委員会ですべておられるが、それは誤まりと認めるのかと、こういう質問に對しまして、政府委員は、補佐が十分でなかつたので、岡大臣の説明は十分であり、正確を期していません。こういう答弁があつたことを申上げておきます。その他内容については委員会の會議録を御覧願ひます。

かくて質疑を終り、採決の結果、多数を以て衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。先ず昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

委員長の報告は修正議決報告であります。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第六、建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長小酒井義男君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

建設省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年十一月二日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に掲げる部の外、中部地方建設局に、臨時に海岸堤防建設部を置く。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔小酒井義男君登壇、拍手〕

○小酒井義男君 只今議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ずこの法律案の提案理由として政府の説明いたしましたところを御報告いたします。去る九月下旬の台風十三号により東海地区の海岸がこうむつた被害は激甚を極め、その復旧及びこれと関連する改良工事の施行には約二百億円を要する見込である。併しこの工

事は、愛知、三重及び静岡の三県にまたがる極めて大規模なものであり、且つ短期間にこれを完了する必要があるが、関係地方公共団体の力のみにては工事の施行に万全を期し得ない状況であるので、国がこれらの地方公共団体から工事の委託を受け、国の手によつて工事を施行し、その万全を期したいと考へる。而つてこの委託工事も相当な工事量となるので、臨時に中部地方建設局に海岸堤防建設部を設け、工事の企画及び設計並びに工事の指導、監督に当らしめる必要がある。そこで、ここに建設省設置法の一部を改正するためこの法律案を提出した次第である。以上が政府の提案理由の説明であります。

内閣委員会は委員会を二回開きまして、この法律案の審査に當つたのであります。その審査の結果明らかになつた主な点を次に御報告いたします。その第一点は、この工事の所要経費に關する点であります。所要事業経費は、愛知県分二百二十億五千三百万円、三重県分八十一億七千万円、静岡県分七千万円、この総額は二百二十億三千万円であります。そのうち建設省が受託する区域の事業費は百三十億三千四百万円でありまして、事業費は災害復旧費と対策費とを含めたものであり、その対策費と申しますのは改良事業費の意であることとあります。

その第二点は工事方法に關する点であります。この工事は三カ月で完成の目標で行われ、建設省では、三県で行う工事のうち比較的困難なもの、これは全事業量の六割に當るとのことでありまして、その工事を三県より委託を受けて施行する予定であつて、建設

省ではこの工事を一流の信用ある業者に請負せしめ、厳重な監督の下に施工せしめる方針であり、又この工事を業者に請負せしめるに當り、施工に支障なき限り、地元罹災者を工事人夫等に使用するような請負条件を付ける方針であることとあります。

その第三点は定員に關する点であります。この法律案によりまして中部地方建設局に海岸堤防建設部が新設されますのに伴い、建設省の定員の増加は行わないこととあります。この工事を執行するため合計二百名の職員を必要とするのであります。そのうち百五十名は、愛知、三重、静岡の三県より応援を求め、残りの五十名は建設本省及び他の地方建設局の定員を融通して、これに充當する方針であることとあります。

内閣委員会は、十一月四日開会の委員会におきまして、本法律案につき討論を省略し採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決をせられました。

以上を以て報告を終ります。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第七、自由討議。

本日の自由討議は本院規則第四百七条によるものとし、所見開陳の範圍を「最近の海外事情について」といたし

ます。各発言者の発言時間はそれより二十分間でございます。発言時間はこれを遵守せられんことを望みます。

〔寺尾豊君発言者指名の許可を求めむ〕

○議長(河井彌八郎) 寺尾豊君。

○寺尾豊君 自由党は石原幹市郎君を指名いたします。

○議長(河井彌八郎) 石原幹市郎君の発言を許します。

〔石原幹市郎君登壇、拍手〕

○石原幹市郎君 私は去る十月八日より十四日まで一週間ワシントンにおいて開催せられた第四十二回万国議員會議に出席の議員団の一人といたしまして、当院の大屋、菊川、相馬、高橋の諸君と共に八月十九日羽田を出発いたしました。その機会に、欧州の諸國並びに米國、カナダの政治情況、經濟事情を若干観察する機会を持ち得たのであります。以下時間に制約を受けておりますので寸感程度のことしか申し上げられませんが、感じましたままのことを二、三申述べてみたいと思ひます。

万国議員會議は昨年度より参加を許されたものでありまして、本年の参加國は三十二カ國、三百五十名であります。目下、會議の議事録その他を整理いたしておりますので、まことに次第、議員団として正式に議會に報告し、資料等もお配りしたいと思つております。ただこの際ごく概要を申述べておきたいと思ひます。

開會式は十月九日に大統領臨席の下に行われました。アイゼンハワー大統領は、開會に當りまして、「通常の國際會議は政府が任命した代表によつて行われるのであるが、本會議はそれぞ

れの國民によつて選舉せられた、いわゆる國民代表によつての會議である。それだけに非常に意義深い會議と思ふ。又、民主主義、平和の思想も、一國だけでは貫き得ない。志を同じくする國々が互いに協力してこれを守ろう。との力強い挨拶があつたのであります。本會議におきます一般討議といたしましては、各國の代表はそれぞれ立場からいたしまして、如何にして國際平和、國際間の意思の疎通を図るべきかというような問題について論議され、我が方よりは芦田榮藏院議員より、日本における民主主義の成長、又、大國議員より日本の經濟復興と今後の人口問題等、主として經濟問題を論じました。

次に議題といたしましては、技術及び經濟に關する國際的援助の必要性和効果、外交問題における國會の立場、國民自治権等の問題が中心でありました。米國代表の或る上院議員は、米國の他國援助は、軍事費に比しますと云ふが、その効果は実に偉大である、これらの金は返済を要求してはならないと論じまして、大いに喝采を博しました。又民族的問題では、アイランドと大英帝國、レバノンとイスラエル、パキスタンとインド等、若干の応酬がありました。併し總じてこの會議は和氣あい／＼裡に極めて友好的に終始いたしました。なお會議ばかりではなく、この場合、或いは視察旅行、或いはレセプション等においての交歓が非常に効果的であつたと考へます。殊にブラジルの代表が極めて親日的でありまして、次の會議も東京において是非開催したらどうかと強く要望

するなど、非常に好意的であつたといふことを特にこの際お伝えしておきたいと思ひます。

この万国議員會議は、國民の代表會議、或いは國民外交の場という意味におきまして、今後高く評價してかかるべきものであると私は思つております。なお、この會議に當りまして米國議會側の示された好意に對しましては、この機会に深く感謝の意を表しておくものであります。

さて次に、歐米を廻りまして感じたことと二、三を申述べてみたいと思ひます。これは極めて短時間の間の直感でありまして、間違つておることもあろうかと思ひます。御叱正を願ひたいと思ひます。

我々は先ずイタリアに參つたのであります。この地で感じましたことは、近時ムッソリーニを憶うという声が出ておることとあります。ムッソリーニの政治のやり方につきましては、今日もなお厳しい批判があります。ただ、彼が残した仕事につきましては非常に高く評價されておることとあります。御承知のあの土地改良による食糧の大増産、電源開発と鐵道電化、國內の鐵道を殆んど電化いたしておりました。結核対策の樹立、或いは國民體育場、ローマ帝國時代のいわゆるカラカラ皇帝が造りましたカラカラ浴場、これを改裝いたしました。約九千人の人を収容し得るのであります。國民大衆にオペラを觀し得るに至らしめておるのも彼の着想であります。要するに、政局安定、安定した政権の下に力強い政治家の出現を望んでおる國民感情の現われではないかと見

てとつて来たのであります。又ローマは古代の遺跡を美によく保存しておりまして、新都市構築におけるこの都市計画にもそれをよく織り込んでおることであります。遺跡の、極端に言えば「かけら」すらも残していることであります。さすがフランスと共に観光の国であるというのを強く感じました。

次にスイスに参りましたが、これは実に美しい平和の国でありまして、国会を参観して驚いたのであります。が、休会中ではありましたが、阿院を通じて事務局の職員が僅か四人で処理をしておるということでありまして、如何にまあ平和な国会にしろ、四人の事務局員で休会中の阿院を処理しておるという事は、相当考へてみねばならぬことと思ひます。又御承知の通りスイスはいろいろの国際会議の行われる所でありまして、日本の代表が国内の論争をここにまで持つて来ておるわけである。外国に当りまするときは、挙国一致でやつてもらいたいものであるという話も出たのであります。これも参考とすべきことかと思ひます。次に西独に入りましたが、先ず森林の美しいことには誠に羨ましく思ひました。治山治水を今更のごとく論じておられます我が国の現状に比較いたしまして、極めて感嘆深いものがありまして、又ヒトラーの残したこの自動車専用道路でありますが、これはヨーロッパにおいて米國に負けないものの一つであらうと思ひます。で、ドイツの復興にも大きな役割を演じておるようであります。ルール工場地帯の一部も見学いたしました。工場の活気のあること、労資が渾然一体となつて、ひたむきに生産の復興、増産に邁進し

ておりますことは、誠に頼もしい限りであります。工員六千人を擁する工作機械を作つておりますデマツグという工場を視察いたし、そこで聞いたのであります。この工場などにおいてもストライキというものは未だ一回もない。ドイツ労働者の信念は、雇用の増大も賃上げの基盤も生産の復興以外にはないという信念を以て邁進しておることであります。この点は後日オランダにおいても聞いたのであります。比較的賃金に甘んじておるという点であります。なお、一部の産業におきましては、石炭と鉄鋼業であると思ひますが、共同議決法という法律によりまして、労働者に経営参加権が認められるというところまで進んでおるのであります。

その他ドイツにおいては、言うまでもなく、東独と西独の統一問題が最高最大の課題であります。過般の選挙率におきまして、西独を統一する阿院統一の方途、方法につきまして、丁度我が国のあの全面講和か多数議和かと驚きました時に似たような論議が聞かわれておつたやうであります。西独と提携し、西ドイツを強力にして行くことが阿院統一の捷徑であると論議しておりましたアデナウアーの率ゆるキリスト教民主党が大勝を博しましたことは、皆御承知の通りであります。

次いでベルリンに参りました。ベルリンについては幾多申述べたいのであります。別の機会に譲ります。ただ私は、ベルリンが東西両ドイツ國民の互いの通路になつておるのではないか

というのを感じました。即ち、ドイツ人は身分証明書によつてその境界線を通行できるのであります。家財道具を携帯してまでの通行はできないのであります。身柄だけの行き来はかなり自由のやうであります。なお、我々はベルリンの東独地区を警見する機会を持つたのであります。この警見によりまして、西独の部分のほうの復興が極めて目ざましく、活気があ

るやうに看取せられたのであります。この点につきましては後刻同僚の相馬議員より詳細な話があると思ひのであります。次いで私は、デンマーク、スウェーデン、ノールウェーと、スカンジナビア三国を視察したのであります。が、これらの国々はいずれも社会保障制度は高度に進んでおまして、国民生活水準は極めて高いのであります。小国ほど楽しい国民生活をしておるやうに感ぜられたのであります。ちよつとこの点は皮肉に感じました。

で、スウェーデンは御承知のやうに今次大戦に中立を守り通した国であります。我々はスウェーデンにおいてスターン外務大臣と会談したのであります。が、そのときに中立と国防という問題について論じ合いました。スタン外相は、中立は軍備なしではできない、軍備、国防あつてこそ、大國も小國を尊重するのであると、極めてはつきりと割切つておりました。で、スイスについてもその通りのことが私は言えると思ひのであります。

なお、人口三四百万のノールウェーが、米國の經濟援助をきつかけといたしまして、今日、米英に次ぐ第三の世界海運國となつておるのであります。

賃金水準も米國、カナダに次ぐ高位にあることも感嘆深い一事であります。その他、ヨーロッパ各國とも国防費と社会保障費の財政バランスを如何にするかということが、いずれの國においても非常に苦心を払つておる種のものに感ぜられました。又オランダで感じましたことは、同國が國運を賭する覚悟で大干拓事業をやつておることでありまして、即ち北方のゾイデルゼーを五十年計画を以て干拓に進んでおるのであります。すでにゾイデルゼー海の入口四十キロ、十里であります。四十

キロの縮切堤防を完成いたしました。だん／＼と内部の干拓に進んでおります。更にこればかりでなく、引續いて西南方の地帯にも大干拓を行へば調査中のものであります。インドネシア等を失いましたオランダ國民が、自分の力で、自力で今度は國土を造成して行くやうな氣魄に燃えておることも半ぶべき点ではないかと思ひのであります。

私もこのほかベルギー等幾多の國を見たのであります。飛行機で一時間前後、汽車でも数時間で國境に抜ける数々の國を見まして、このままではいかない、歐洲連合といふことも当然考へてみなければならぬ問題ではないかといふことを痛感したものであります。

フランスにおきましては、パリを中心として國を挙げて觀光事業へ邁進しておる努力には感服いたしました。なおフランスは当時大ストライキの直後でありまして、幾多の問題があるものであります。これも他の機会に譲りたいと思ひます。

英國においても國を挙げて、經濟の復興、国力の再建に邁進しておりますことは今更申すまでもないことと思ひます。ストライキに対する各労働組合の態度のごときも、それはその産業内の労働間の經濟問題であるとされておまして、政治運動よりは全く独立しておるのであります。これらの点も深く考へてみなければならぬ問題ではないかと思ひます。失業者は極めて少いやうであります。労働人口の一・五%、約三千万人でありまして、この程度では殆んどこれは完全雇用に近い状態であると言つておりました。併しながらこれが英國の國防産業に極めて深い関連を持つておるやうなことを聞きまして、これもちよつと皮肉のやうに感じましたのであります。御案内のこの英國の耐乏生活についてもいろいろ聞いたのであります。が、生活水準の平均化と合理化といふやうなことであります。中流以下の階級には何らの影響がないやうであります。一例を挙げてみれば、例えばアルコールの使用量が、酒の使用量が三分の一に減じたと言つておられますが、それは昼の飲酒をやめた、或いは又ウィスキーがビールに変わったといふやうなことであります。併し輸出へ／＼といふ努力は非常なものであります。例えば、小さな事例であります。百貨店等におきましても、輸出売場、エクスポート売場がちゃんと設けてありまして、そこでは税を引くとか、いろ／＼外客に買ひやすいやうにするなど、小さなところにもまで氣を配つておるやうなことを感嘆深く見て参りました。

さて、米國につきましては、今日まで幾多論じられておりますので、簡

略にいたしたいと思ひます。が、私は、欧米、殊に米国の道路を見ましても、日本のいろ／＼のもの、遅れてはおりますが、それはどでもないものがあります。ただ日本の道路というものは、どうして今日かのように立ち遅れておるかということ極めて残念に思ひ、考えさせられたものであります。で、又アメリカは物量の国と思つておりましたが、敬虔なる国民精神の動きというものにも非常に感動させられました。ワシントンの軍用墓地或いは無名戦士の墓における国民の態度というものは、丁度日本の靖国神社に対するものと同様のものがあるように感じられました。又、初代の大統領ワシントンの歿したマウントヴァーノン・ワシントンの家に対する国民の感情、又アメリカ国旗に対する国民感情も、曾つての日本国民の日本国旗に対する感情に劣らないものがあるように見られたのであります。その他アメリカにおける在外邦人の活動或いはカナダの現状等についても申述べたいのであります。が、時間の都合で省略いたします。

○議長(河井彌八君) 杉山昌作君の発言を許します。

八月二十五日に東京を出発いたしました。アメリカ、イギリス、スウェーデン、デンマーク、オランダ、ベルギー、ドイツ、スイス、フランス、イタリアを経まして、予定よりも二日早く、十月の二十七日に帰着いたしました。この間、全日程六十三日間、一同頗る元気で順調な視察旅行を終了し得ましたことを、我々一同非常に喜んでおる次第でございます。で、我々が国会から課せられました調査項目は、「欧米各国における国会の運営状況について」ということが一つと、それから「一般の社会、経済、貿易等の事情の調査」という二つでございます。私は前半の国会の運営に関する件につきまして簡単に御報告申し上げます。後の問題は羽生君から御報告を申上げる段取りになつております。

○杉山昌作君登壇、拍手

八月の二十五日に東京を出発いたしました。アメリカ、イギリス、スウェーデン、デンマーク、オランダ、ベルギー、ドイツ、スイス、フランス、イタリアを経まして、予定よりも二日早く、十月の二十七日に帰着いたしました。この間、全日程六十三日間、一同頗る元気で順調な視察旅行を終了し得ましたことを、我々一同非常に喜んでおる次第でございます。で、我々が国会から課せられました調査項目は、「欧米各国における国会の運営状況について」ということが一つと、それから「一般の社会、経済、貿易等の事情の調査」という二つでございます。私は前半の国会の運営に関する件につきまして簡単に御報告申し上げます。後の問題は羽生君から御報告を申上げる段取りになつております。

○議長(河井彌八君) 赤木正雄君の発言を許します。

八月の二十五日に東京を出発いたしました。アメリカ、イギリス、スウェーデン、デンマーク、オランダ、ベルギー、ドイツ、スイス、フランス、イタリアを経まして、予定よりも二日早く、十月の二十七日に帰着いたしました。この間、全日程六十三日間、一同頗る元気で順調な視察旅行を終了し得ましたことを、我々一同非常に喜んでおる次第でございます。で、我々が国会から課せられました調査項目は、「欧米各国における国会の運営状況について」ということが一つと、それから「一般の社会、経済、貿易等の事情の調査」という二つでございます。私は前半の国会の運営に関する件につきまして簡単に御報告申し上げます。後の問題は羽生君から御報告を申上げる段取りになつております。

○議長(河井彌八君) 赤木正雄君の発言を許します。

八月の二十五日に東京を出発いたしました。アメリカ、イギリス、スウェーデン、デンマーク、オランダ、ベルギー、ドイツ、スイス、フランス、イタリアを経まして、予定よりも二日早く、十月の二十七日に帰着いたしました。この間、全日程六十三日間、一同頗る元気で順調な視察旅行を終了し得ましたことを、我々一同非常に喜んでおる次第でございます。で、我々が国会から課せられました調査項目は、「欧米各国における国会の運営状況について」ということが一つと、それから「一般の社会、経済、貿易等の事情の調査」という二つでございます。私は前半の国会の運営に関する件につきまして簡単に御報告申し上げます。後の問題は羽生君から御報告を申上げる段取りになつております。

○議長(河井彌八君) 赤木正雄君の発言を許します。

八月の二十五日に東京を出発いたしました。アメリカ、イギリス、スウェーデン、デンマーク、オランダ、ベルギー、ドイツ、スイス、フランス、イタリアを経まして、予定よりも二日早く、十月の二十七日に帰着いたしました。この間、全日程六十三日間、一同頗る元気で順調な視察旅行を終了し得ましたことを、我々一同非常に喜んでおる次第でございます。で、我々が国会から課せられました調査項目は、「欧米各国における国会の運営状況について」ということが一つと、それから「一般の社会、経済、貿易等の事情の調査」という二つでございます。私は前半の国会の運営に関する件につきまして簡単に御報告申し上げます。後の問題は羽生君から御報告を申上げる段取りになつております。

国それ／＼長い沿革を持つて順次で上つておるものであります。日本とこれを直接比較し対照するということも非常に困難であるし、又やりましたも直ちに以て日本の状況にこれを当てはめて見るということもできがたい問題でありますので、ここまで深く立ちつての運営状況というものは省略いたしました。蓋し現実に動いているところの事実二、三につきまして、特にそのうちで、我々実際にこの日本におきまして国会の運営に當つておりました感銘を深くした点を御報告申し上げます。ただ一言、この国会の構成についてでございますが、大體上下両院を以て構成されております。けれども、スウェーデンにおきましては、案内をいたしてくれました議員の一人の言うことには、自分のところでは、上院、下院それ／＼機能は同じであるのだ、そして又選出方法もほぼ同じで、政党関係等同じであるのだ、こういうふうな両院制度というものには必要ない、一院のほうがいいように思ふというのを頻りに言つておりました。併し又その次に参りましたデンマークでは、この春、両院であつたのを一院制度にいたしました。丁度我々が参りましたときに、一院にして人数が増えたから、議場の改造をやつている最中でありましたので、そういうふうな傾向が一部にあるということとを申し添えたいと存じます。

もう一つは、議員の、特に上院議員の選挙の問題であります。これは我が国でも、参議院議員の選挙、特に全国区の選挙ということがしばしば問題になつておるものであります。これはベルギーの例であります。ベルギーの上院は百七十五人の議員を以てやつております。そのうちの百六人は日本と同じように直接の選挙をしております。それから四十六人は、これは各地方議會からそれ／＼割当てられた員数の選挙をいたしております。で、残る二十三人、これは今の百六人と四十六人と合計百五十二人の選出された者が、お互いに更にあとの二十三人を選挙する、こういうふうな選挙の方法をやつております。勿論この二十三人は百五十二人が選挙するのであります。が、實際問題といたしましては、その百五十二人の属している各党派が人員を按分して推薦決定するといふ段取りになつておるようでありました。けれども、これによつて最も速達地能な士を選ぶということが非常にできやうな、これは今日、日本でも問題になつておる点であるだけに、印象を深くして参つたのでございます。

さて、見て廻りました各国の現実の運営であります。先ず第一に、本會議場の運営について申し上げたいと思ひますが、大體どの国会へ参りましたも、非常にこの本會議場というものが、何かもう少し日本よりもやわらかみがある、話がしやすいというふうな感じを持しました。これは私一人の印象かも知れませんが、日本の国会は、この議場にいたしても、非常に何か、かたいような感じを持つております。我々見て参りましたところは、そういうふうな感じよりも、話しよい、話がしやすいというふうな印象を持つたのであります。で、それがどこから来るかということいろいろ見て廻りましたが、この議場のこしらえ方とい

うことが非常に大きな原因であるように考へております。今日、日本のこの議場におきまして、大臣席がこういうふうにならなくて、いわゆる離壇といふことで、そこから大臣諸公が議員を睥睨するような形とよく悪口を言つておりますが、こういうふうな議場は、見て参つたものではドイツだけでございませう。ほかのところは、日本と同じような大臣が上の段にありまして、議員と相對して並んでいゝという議場は一つもございませう。ただイタリアにおきましては、やはり大臣席は議員と向い合つておられますが、それは、ここに見るような相對してゐるという、或いは睥睨してゐるという恰好であります。で、丁度この遊記者席ぐらゐの高さのところには大臣の席がずつと並んで、その大臣は議員のほうに向いておるといふような恰好をとつておられて、これはむしろ大臣が議員を睥睨してゐるのじやなしに、議員のほうが大を監視してゐるかのとき丁度高さの關係にありました。これは相向い合つておられます。その他の所は、特に大臣席というふうなものが設けられておるといふふうなことはなかつたように見て参りました。ベルギーにおきましては、議員席の一番前、本議場で申せば演壇のすぐ前の只今空席になつてゐる二列、そこに大臣は居並んで、議員の発言を監視するといふ仕掛になつておりましたことは、ドイツと全く對照的でありました。

それから、この演壇の問題であります。が、これもイタリアの国会、丁度上院の開会中でありましたが、演壇がございませう。演壇がないので、大臣或いは政府委員といふものは、今の向い

うことが非常に大きな原因であるように考へております。今日、日本のこの議場におきまして、大臣席がこういうふうにならなくて、いわゆる離壇といふことで、そこから大臣諸公が議員を睥睨するような形とよく悪口を言つておりますが、こういうふうな議場は、見て参つたものではドイツだけでございませう。ほかのところは、日本と同じような大臣が上の段にありまして、議員と相對して並んでいゝという議場は一つもございませう。ただイタリアにおきましては、やはり大臣席は議員と向い合つておられますが、それは、ここに見るような相對してゐるという、或いは睥睨してゐるという恰好であります。で、丁度この遊記者席ぐらゐの高さのところには大臣の席がずつと並んで、その大臣は議員のほうに向いておるといふような恰好をとつておられて、これはむしろ大臣が議員を睥睨してゐるのじやなしに、議員のほうが大を監視してゐるかのとき丁度高さの關係にありました。これは相向い合つておられます。その他の所は、特に大臣席というふうなものが設けられておるといふふうなことはなかつたように見て参りました。ベルギーにおきましては、議員席の一番前、本議場で申せば演壇のすぐ前の只今空席になつてゐる二列、そこに大臣は居並んで、議員の発言を監視するといふ仕掛になつておりましたことは、ドイツと全く對照的でありました。



各党の控室というふうなものがないところもありました。各党各派にかかわらず、控室というふうなところで、お互いに立話をする或いは連絡をするというふうなことになるところが多かつたように考えて参つたのでございます。

また若干の御報告申上げたらと思つた事項もございするが、時間もありませんので、以上、私が特に今日の我が国の参議院のやつておることと比べまして印象を深くした点の二、三を御報告申上げた次第でございます。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて休憩をいたします。午後一時三十分から開会いたします。

午後零時十六分休憩

午後一時四十分開議  
○議長（河井彌八君）休憩前に引続  
き、これより会議を開きます。

〔荒木正三郎君発言者指名の許可を求む〕

○議長（河井彌八君）荒木君。

○荒木正三郎君 日本社会党第四控室  
は、自由討議発言者として羽生三七君

を指名いたします。  
○議長（河井彌八君） 羽生三七君の発言を許します。

〔羽生三七君登場、拍手〕

○羽生三七君 私の桐寮の報告は、成るべく客観的な事実を述べたいと思うのであります。二、三カ月の旅行で何か決定的な意見を述べることは、非常に過ちを犯しやすいので、実は向うへ、松本、岡田、杉山、堀木の同行議員諸君と一緒に参りましても、先ず在各国大使館と一日乃至三日間の政治、経済、外交等全般に亘るレクチュアをや

りまして、そのあと、必要な人々、或いは場所を見るといふ方針をとりました。併しそういふやり方をいたしまし  
たりいたしましても、短時日のこの視  
察では決定的な意見は非常に慎むべ  
きことでありますが、併し又同時に僅  
かな視察でも言い得べきこともありま

す。何年たつてもわからない人はわからないということを、私、感じて来たところの一件であります。そういう意味で御報告申し上げますが、与えられた二十分の時間で御報告上げすることは非常に困難なことで、先般、党の議員総会でも報告した際に、圧縮してもやはり二時間以上かつたのであります。が、併し本当の要点だけをかいつまんで御報告してみたいと思うのであります。

アメリカ、イギリス等、約十カ国を見たのでありますが、アメリカでは政治の問題はここでは省きます。経済について感じたことは、つまり朝鮮動乱に基く軍需生産のピークはすでに過ぎ去つた。これがアメリカ経済に今後どのような影響を与えるかということでは、私どもの最大の関心事であつたわけであり、そこで事実、耐久財の生産は頭打ちになりました。又下向かいになつております。併し消費財の生産には殆んど変化はありません。ただここで私どもは、そういう朝鮮動乱の中止に伴うこの耐久財生産の頭打ちという、或いは物価の若干の下向かい傾向という特殊な事情はあるにいたしまして、現地の諸君の意見を聞きまして、新しいアメリカの技術の発展に伴う新しい需要がこれに代りつつある。だから次々と技術革命が行われておりますから、これに伴つて新らしい

い需要が非常に起つてゐる。だから一般的に、急激な、朝鮮休戦が起つて、非常に固期的な経済変動はアメリカには今すぐ起るといふ可能性は先ずなからう。こういうことを現地の各方面の人から聞いたわけであります。

もう一つ注目すべきことは、恐らく

今度の議会で多分……これはアメリカの議會で言つたのでありますが、それは原子力の民間産業への應用問題であります。これは事實アメリカの各大工場、或いは会社等が秘密の研究機關を持つて、全力を挙げて原子力の民間産業への應用を研究しておるのであります。従つて今後何年のちかわかりません。従つてこれが實際上議會の承認を得て実施される場合には、恐らく第二次の産業革命が起るであらう。これは非常に注目すべきことだと思ひます。恐らく世界の産業界の機相は、その姿を變へざるほどの決定的な問題になるのではないかと思ふのであります。ただ併し専門家筋では、それは實質的に商業生産としてベイするかどうか。これが問題だらうと思ひます。コストの点で實際上ベイするかどうか。これは確かに専門家筋では相當な議論がありました。が、併し現にその後ヨーロッパを歩いた際にも、ベルギー或いはスイス等において、アメリカと提携しての民間産業への應用を目途とするであらう原子力の研究機關が今や設立されんとして着手しつつあります。こういう事實から見まして、私はやはり次に來たるべきものは第二次産業革命であらう。これを私、痛切に感じて参りました。これは時間の問題であります。こういう事實が一つ我々としてアメリカで非常

に注目されたことであります。

その次には、アメリカの過剰農産物をどうするかという問題であります。あの富める国アメリカすらもこの問題では非常に困つておるのです。日本とは逆な意味の悩みであります。曾つてブラナン氏が有名なブラナン・プランを作りまして、農産物価格新政策を作

つたことは余りにも有名であります。私も農林委員在任中しばしば議論をしたことがあります。ところが今度新しい政府ができてから、ブナン氏が退任して、代つた農務長官が、これではアメリカの財政負担が續かない。農産物価格を支持するので相当な財政負担を伴うから續かない。従つてこれは速かに変えなければならぬと声明したところが、全アメリカから猛烈な反

撃に出会つて、遂にアイゼンハワー大統領は、その政策変更を一年間延期しなければならぬという声明をしたようである。これによつて辛うじて、農民の反対を抑えた。そのアイゼンハワー大統領の声明にもかかわらず、近い将来に必ず農産物支持価格を適用しておるその種目を減らすか何とかしななければ、アメリカの財政負担には、あの富めるアメリカにおいてすら困難である。そういう事実に直面しておるのであります。その代り M S A 援助というような形で、国外でこの過剰農産物を処理するとか、いろいろな政策をとつておるようであります。

それからアメリカにおける二重価格制度は、日本と違います。日本は消費者と生産者との関係でありますが、向うは国内のものと外国へ出すものとの関係の二重価格であります。これは新聞で二重価格という文字を見まして、内容とは非常に異なつておるので、

その点も併せて御報告申し上げておきます。これなどはアメリカの大きな問題ですが、実はこういう問題をアメリカ力についてのみ時間をとるのは非常に惜しいのであります。むしろヨーロッパについて申上げたいのであります。ただアメリカはビジネスとしては学ばね

きものがある。これはイギリス、フランス等各国とも、ヨーロッパの先進諸国すらビジネスについては半ぶどころがあるとしておる。政治、外交等については、現地の人は余り多く語らなかつたし、率直に申上げて我々余り多く語る機会を持たないので、むしろ内地におつて客観的に見たほうが賢明ではないかという印象を受けて参りました。

次にイギリスでありますが、イギリスで興味深く感じたことは、我々が想像しておつた通りに、非常に現実主義的な国だということであります。私は、併しその場合、現実主義という言葉を使うのはどうかと思います。主義という言葉を使うことすらどうかと思つうほど現実的である。これは永年のイギリスの民主主義の歴史から来た落ちつき、私はこれなんかは、いふし銀といふ言葉を使つたのですが、そういうものではないかと思つてあります。危ない政治、つまりアメリカの政治をみると危く見ていられない、そういうことはおれのほうは訓練がよく積んでおるといふ気がまあであります。しょう。だから、そういう非常に落ちついた考え方に接したのであります。が、ソ連に対してどう見ておるか、マレンコフの最近の平和攻勢に対してどう見ておるかということについては、例えばパトラーの秘書格の人、或いは



時間がありませんから話がどん／＼飛んで行きますが、フランスは、私が見まして、これは頂点に來た國家である、どうやつてこの復興をやつて行くだろう、そう感じました。事実その通りだと向うの人は言つております。これはフランスの悩みであります。そこで、この赤字財政のフランスが、なぜあれだけの経済的な基盤と蓄積を持つておりながら乗り切つて行けないのかという決定的な理由についての誰彼の違いもなく一致した意見は、それはインドシナの戦争であります。これは年々八億万ドルくらい食つてしまふ。だからフランスの革新派と言われる方々は、インドシナを独立させて、その金を以て社会保障制度に使わない限り、もはやフランスの外国と太刀打ちできるだけの経済的基盤は作れない、これは恐らくフランスの心ある人たちの一貫した意見でありました。これは私のドグ

このほか特にスウェーデンについても感じましたが、スウェーデンは、やはり東京都程度の人口がおりまして、非常な隆々たる、社会保障ではむしろイギリスよりも進んでおる。例えばその社会保障のことは皆様よく御研究になる。その財源をどこから持つて来るかということに私は興味を持つたのであります。一八〇四年來戦争をやらないということも大きな原因であります。

併し決定的な問題は、やはり一昨年、この参議院、衆議院も通しましたが、森林法、あれと同じ法律を数十年前前に通しております。それであのスウェーデンの森林と云うものが計画的に植林されまして、その一ブロックを輪伐して行くならば無尽蔵にスウェーデンの森林資源が出て来る。これがパルプ材材になつて輸出の王座を占めておる。これによつて、我々の見たホテルのボーイの居間の設備すら、国会議員としての我々が恐らく今後何年かかつてもできそうもないほどの立派な設備を持つておる。そういうふうに生活を豊かに楽しんでおる。結局やはり計画的な経済の結果ではないかと思うのであります。

このほかイタリアその他まだ非常に興味あることがあるのであります。が、与えられた時間がこれで終ります。

○議長（河井彌八君）　松浦清一君。

○松浦清一君 日本社会党第二控室は、自由討議発言者として相馬助治君を指名いたします。(拍手)

○議長（河井彌八君）相馬助治君の発言を許します。

「相馬助治君登壇、拍手」

○相馬助治君 先ほど同僚石原幹市郎議員から報告になりましたが、私も列強國議會同盟参加のために、石原氏らとともに同行いたしました。八月十九日に羽田を出発し、十月二十一日に帰着いたしました。その間、大会に出席いたしました。残余の大部分を欧米各地の事情調査

査に当りました。私は、自分が幾分なりその方面に興味を抱き、且つ又見得る素地を持つておられると思はれます。働事情及び文教事情に関しまして、特に、注意を向けて見て参つたのでありまして、これらを一々申上げますこととは、限られた時間内においてはできません。たいことをごさいまするので、最も印象的であつたことを極めて随筆風に申上げまして御参考に供したいと、かよへうに存するのでございます。

先ず第一に感じましたことは、欧州といわず、アメリカといわず、世界は激しく動き、立上りつつあるという現実でございます。内政については激しい議論が各階層において取り交わされておりますけれども、寧ろ一旦對外的な政策に關しましては、おの／＼が大人となつて、労働組合、政党、これらは打つて一丸として、大綱に就き小異を捨てて、国の運命を担ひつつある

がせられて参りましたけれども、単に

エレベーターに婦人を最初に乗せるとか、或いは女の子の荷物を持つてやるというような問題でなくて、先ずアメリカといわず、各欧州における台所は特に整備されている。日本の場合とは誠に違ふということを見せつけられまして、日本の女性の不幸をしみじみ私は見た感じがいたしたのでございませう。

第三の問題は、民族的な立上りが、実に何の会釈もなく、教育の面においても且つ又社会教育の施設の面においても取上げられつつあるのであつて、日本が今のような形のもの考え方をしているならば大変であるということを目の当り教えられた感じがいたしました。特に御報告申上げた第一点は、八月二十九日に私どもはデマツグ会社を訪れました。この工場視察中、私はドイツ語を知りませんので、通訳を通じて一人の労働者と会話を試みしました。無造作に選んだこの労働者と私との会話は次のようなものであります。「あなたは労働組合員であるか。」

「私はドイツ総同盟に所属している労働組合員であります。」「君の工場の給与はよいか。」「十分満足とまでは行かないが、今の場合止むを得ないと存じます。」「ストライキの必要を認めるか。」「その職工は驚いたような顔をして私の顔を見ながら、『ドイツは非常に貧しいのです。お互いに働かなければならない段階です。給与も、厚生施設も、希望はたくさんあります。併しな

ます。しかもように申したのであります。私の質問は愚問であつたと思ふほど、この職工の答へは親切つておりました。只今、同僚羽生議員の発言にもございましたように、これは何と申しましても労働者の覚醒ということが第一でありましようが、労働者をしてかく覚醒せしめたのは、やはり相共にドイツの運命を自覚したところの資本家、そうして労働者、そうして経営参加者、というものを先の国会で通過せしめた。それらのもの／＼の条件が、無作為に選んだ一職工をして私にかかる發言をなさしめたものであるという意味合いにおいて、私は多くの教訓を得、廠齋に標を正す感じに打たれたものであることを御報告したいと思ふのであります。私どもはベルリンに驚きまゐりして、記録部長の小野寺君並びにいろいろと今度の旅行でお世話をかけま

た緑風会の高橋議員、このお二人がベ  
ルリンのホテルに着きますと、実は、  
自動車の運転手が、ちよつと危険であ  
るけれども東独に入る事ができる  
と、方法によつては東独の地区に入る  
ことができるというのだがどうするか  
ということでありました。左派社会党  
の菊川君と私は、言下に、是非見た  
い、但しバスポートなんか取上げられ  
て国会議員の良識を云々されるよう  
なことがあつては、甚だこれは迷惑を留  
守中の皆様にまでかけるからというの  
で、ちよつと考えたのですが、その運  
転手に聞いてみますと、あなたたちは  
大体支那人と同じ顔つきをしている  
から、面倒なときにはまあ黙つていた  
らいい。私は、チャイナだということ  
を、こういうことを言うから、間違つ  
て入つたようにして、無造作にバス  
ポートから何かちやんと持つて自動  
車に乗り込んだらいいだろう。こうい  
うことで、私もはいささか冒険では  
あると思つたのでありますが、大屋  
団長初め一同その車に乗りまして東  
独を見ました。そうして私はこの旅  
行を通じて最も深き教訓と申します  
か、感銘を受けたのであります。西ド  
イツの非常な復興した、豊かな、そ  
うして人々が自由を享受しているそこ  
から、車が一旦東独地区に入りますと  
いうと、そこにあるものは、実に一言  
にして言うならば荒涼という表現に尽  
きます。成るほど店は固一的に小さな  
店が同じ形で復興し、そこには日本の  
統制経済時代を思わせる品物の貧しき  
ものが並んでおります。通る人も少

い。ちよつと感心したのは、病院のよ  
うな公共施設が非常に立派であるとい  
うこと、それ以外には、感心したもの  
は、この宣伝的なものが大々的になさ  
れていて、「カール・マルクスの名に栄  
光あれ。彼の名は不滅である。なぜな  
らば彼の教義は古今を通じて誤りがな  
いからである。」というふうなでか／＼  
とペンキで以て字が書かれてあるとい  
う、そういう意味での華やかさ、ス  
ターリン広場前の華やかさ、これはあ  
りますけれども、一般に東独に見られ  
るものは、何とも言えない非人情的な  
淋しさであるということ、この一言に  
尽きるところでござります。先の暴  
動によつてめちやく／＼にこわされた  
という百貨店の前を通つたときにも強く  
その感を深くいたしましたのであります。  
勿論これは一面からの見方であると  
人は言うかもしれませんが、私もそれを  
否定いたしません。極く短かい期間に  
一面からこれを見たのであります。が、  
少くとも西独と東独とをあそここの面  
において見た限りにおいては、共産党が  
幾ら諷刺をしても、私はあの現実の教  
える教訓として、共産党に加担し得な  
いということを実際の教訓としてこの  
眼を通じて学び取つて来、諸君にこれ  
を率直に報告する義務感を今日持つて  
いるということでありました。(拍手)

い／＼このドイツにおいては深く  
感じましたが、時間もございませぬ  
で話を飛ばして参りますが、特にこの  
西ドイツにおきまして、今日教育の  
問題に関しまして、歴史教科書の編  
纂に関しましてどのような資料をどの  
ような角度から取上げるかというよう  
な問題が、真剣に討論されている現実  
を見て参りました。日本の文部省あた  
りもこういう問題を先ず解決する地道  
な努力なしに、歴史教育の復活など  
いうことをただ単に先行して解決をし  
ようとするのは、非常に危険である  
ということ、私は強く感じて、それ  
らの討論を見て参つたものでありま  
す。

スウェーデンに参りまして強く感じ  
たことは、どだいスウェーデンであ  
るかノールウェーとかいう、あつた北  
の国にあつた立派な国があつた  
ことは私も想像もいたしてゐなかつた  
のであります。が、実に立派な社会保障  
制度がここにおいては実現されている。  
社会党あたりが演説をする、夢みた  
いなことを言うなど野次られそれな  
るが、現にあるのには現出している。  
これはどういふことかと申します  
ば、これは説教がましく私なんか申  
すまでもなく、い／＼立地条件も違  
うと思つてあります。その地域社会  
に占める人口の密度の問題、或いは産  
物の問題、或いは国際紛争から回避さ  
れるところの地理的条件、こゝいふも  
のからであろうと思ひます。けれど  
も、私はそのスウェーデンで筆をとつ  
て先ず同僚議員の加藤シズエ女史に書  
いたことは、あなたが曾て唱えて来  
た人口問題ということが、特に日本の  
運命を考へる場合に、基本的な、重大  
な問題であることを、私はこの北歐に  
来て感じたといふことを書いたのであ  
ります。が、今日も又私はその考えを

捨てておりません。なお、強く感じた  
ことは、養老年金が六十七歳になると  
一人一万五千元、富める者も貧しき者  
も養老年金をもらわねばならない。も  
うといふのではなくてもらわねばな  
らない。財産やなんか持つておる者は  
別に税金として出す。併し「私はせが  
れがよくできたから養老年金は要りま  
せん」なんと言ふことは国が言わざ  
ない。必ずもらわねばならない。実  
に国民の心理を把握した立派な政治だ  
と私は思ひました。こゝいふ社会保障  
制度がなされておる。然らばその財源  
の面としては、勿論、日本にそれをそ  
のまま移植植えることは困難でありま  
しょうが、こゝいふことも一つのスウ  
エーデンのよきだなと思つたこと  
は、外務大臣のウンデル氏、上院議長  
のプランデン氏と会ひましたが、外務  
大臣のウンデル氏に会ひにしても、我  
々が玄關で名刺を出す、玄關番が一  
人いて、外務大臣が待つておられます  
というので、部屋に通されると、その部屋  
の入口の所に誰もいない。ボタンを押  
すという一人の三十がらみの男の人  
が出て来て、「どうぞ」といふ、部屋に  
入つて行くといふと部屋の中にぼつん  
と一人のおじいさんがいる。これが外  
務大臣です。そして、さつき出て来た  
男がお茶を入れる、話して終るといふ  
と、さつきの男の人が我々を送り出  
す。外務大臣に会ひに行つた私たちが  
行き会つた人間は、玄關番を加えて僅  
か三人であつたといふことでありま  
す。こゝいふい／＼なことからし  
て、私は暗示的に多くのものを学びと  
つたと私自身は考えたのでございま  
す。

い／＼申上げたいのであります。最  
後に一点、劈頭に申上げたこと  
を敷衍して申したいと思ひますこと  
は、イギリスの教会に参りますと必ず  
戦死者の名簿が先ず入口にある。各国  
の議会に参りますと玄關に必ず戦死者  
の名簿が備えられておる。登壇する議  
員はそれに敬礼して議場に入る。こゝ  
いふ事実。フランスの議席を見まし  
た。フランスという国は議会が非常に  
喧嘩をする国だと聞いておりました  
が、その議席の所に真鍮板が打ちつ  
けてある。私、フランス語がわかりま  
せんので、これは何と書いてあるのか  
と言ひましたところが、「誰々君。曾  
つてドイツと戦つて勇敢にど／＼の  
戦争に戦つた。而も誰々君、曾つてこ  
こに議席を占む。こゝいふことが書い  
てあるんだぞうです。そゝいふ名譽あ  
る真鍮板の張りつかつた議席で、これ  
は議員も居眠りはしつたらいだらうとい  
ふようなことを(笑聲)私は考えながら、  
感慨深くこれを見て参つたものであり  
ます。アメリカにおいても然り。工場  
には入口に皆戦死者の名前が書いてあ  
る。学校においても、その学校の卒業  
者の国のために生命を失つた人の名前  
が、そして写真が飾られておる。私  
は、とつて以て日本が直ちにこのまま  
どうしようといふのではなくて、現に  
国家に対する忠誠心、或いは民族とし  
ての自覚というやうなことが、教育  
の面ににおいても、或いは社会  
の各種の機構においても、地域社会に



盟のために当時のウイルソン大統領が崇高な理想を以てこれを説いたにもかかわらず、その所屬しております民主党が、その当時、米國上院における過半数を有し得ないために、遂にこれが否決せられたことは、皆様方御記憶でございましょう。彼がヴェルサイユより帰つて参りまして、米國至るところの主要都市を廻つて報告演説をいたしましたときに、私は直接彼からその演説を聞いたのであります。併し遂に米國が政治の情勢によつてその海外にされまして、併し國際の國外に立ち去ることができなくて、御承知のごとくワシントン會議をその後、招集して、軍縮會議をやつたことは、皆さん方御承知の通りであります。その際にも、私、偶然ワシントンに出向しまして、その會議の状況を聞いたこともございしました。越えて一九二七年には第二次の軍縮會議が起りましたが、いわゆる米國の大艦主義と英國の小艦主義とによりまして、その議が分裂したということも、皆様方國際史上において体験し、御承知のことと思ひます。その後のロンドン會議において若干の成功は認めましたけれども、遂にこれ又第二次世界大戰を防止するに至らなかつた。かくのごとくでありまして、我々が、結局するところ、最後の段階まで進まなければ、到底この冷戦を防止し、眞の平和を確保するための道に到達することができない。従つて、この主要論点

に對しまして、私ども日本の國會を代表しました者が互いに合議しまして、三つの提案をしたのであります。

第一は、米ソ不戰條約の締結。米ソ間に不戰條約が結ばれ、それから各國がこれにならうことによつて、冷戦から火砲戰になる恐怖が除かれる。従つて冷戦もどまることになるであらう。

第二、南北朝鮮の統一と東西ドイツの統一。この二つのそれ／＼の分裂、同一民族が異なる思想の上に分裂しておりますことが、現在の世界が二つに割れて冷戦を進めておる最大の痛となつておるのでありますから、先ずこの統一が考えられて、賢明なる方式によつて、この二大陣營の對立が友好に進む道を切り開かなければなりません。この二つの分裂をそのままに任しておくならば、一つの世界を作る上における期間が永久に切り開かれないうらう。ここに世界の政治を考える者が互いに協力して、これが解決の道を進まなければならぬというのが第二であります。

第三、各國の憲法改正による全世界の戰爭放棄。日本の戰爭放棄は平和の小さな拠点であります。各國が國家至上主義を主張するその憲法を変えて、互いに傾斜して戰爭放棄を決定する以外に、世界連邦政府の實現の道はない。世界の社會秩序維持のためには民主的な警察で足りる次第である。

以上の三点を、この本會議において主題として取上げることを主張し、これが又論議せられたのであります。かくのごとくにいたしましたので、このコペンハーゲンにおきます世界連邦政府運動が、ソ連並びにソ連の衛星國を除くそのほかの多くの國々の代表によつて熱心に討議せられたのであります。

私は、歐洲並びに他の國々を廻りまして、前段の報告者のお話のごとく、各民族がその民族意識と愛國心に燃えている現実をも一面において認めているのであります。それと同時に、又、國際意識としてそれ以上に高揚した大きな力の動いておりますことも見逃すことはできない。我々は、國際常識、國際判斷という、日本から見た世界の情勢、日本から見た國際の情勢を判斷しておつたのであります。併し、私どもが國際の全体の状況から日本を見、國際の意識から他國と他國との關係を處理するところまで、日本の政治を考える者がその意識を高揚するのでなければ、日本人としての外交、或いは政治の根本を誤るることになりやしないか。我々は飽くまでも愛國的でなければならぬ。我々は飽くまでも民族のために努力しなければならぬと共に、又、他の大きな面における日本民族としての、日本國家としての、國際の大きな政治に対するところの負担をもする決意をすることが大事と思うのであります。

その他、北大西洋條約の問題、或いはヨーロッパ防衛の問題等いろいろあります。時間都合上、私は主にこの主題について御報告申し上げて、御参考に供す次第であります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 諸君にお諮りいたします。次は、無所属から御発言があるはずであります。只今予算委員會に行つておるのであります。この議場におきません。よつてその次に移りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

〔田中啓一君発言者指名の許可を求む〕

○議長(河井彌八君) 田中君。

○田中啓一君 自由党は池田宇右衛門君を指名いたします。

○議長(河井彌八君) 池田宇右衛門君の発言を許します。

〔池田宇右衛門君登壇、拍手〕

○池田宇右衛門君 我々一行七名は、去る八月二十五日、空路東京を出発、二十四日間に亘り、東南アジアの諸國、フィリピン、インドネシア、シンガポール、タイ、香港及び台灣を視察し、九月十九日東京に歸着いたしました。極めて短かい期間でありましたが、我が國と深い關係のあるこれらの諸國の政治経済等の状況を視察すると共に、我が國とこれら諸國との友好親

善關係の促進にいささかながら努力して参つたのであります。以下簡単に我々の視察状況を、訪問した國の順に報告いたしたいと存じます。

最初にフィリピンのマニラに参りました。フィリピン國民の対日感情はどうかと申しますと、時の経過と共に對日感情も漸次好転しつつあるのと、この、キリノ大統領の日本人戦犯釈放も、まさにこの現われであると思ひます。この戦犯釈放につきましては、本院における感謝決議の次第もあり、比國朝野の要人と面会いたしました節、深甚なる謝意を表すると共に、未だ集議所所長に収容中の戦犯釈放について一層の厚意をお願いしたのであります。御承知の通りフィリピンはサンフランシスコ平和條約に調印いたしましたのであります。従つて我が國との間には正常な外交關係は開けていないのであります。この批准を阻む根本的な原因は何かと申しますと、言うまでもなく賠償の問題であります。対日平和條約の成立よりも賠償問題の解決が先決問題であるというのが、比國朝野を通じての輿論の聲のように見受けられました。我々が面会いたしましたネリ外務次官も、野党であるナシヨナリスタ黨の總裁で比國上院議長であるロドリゲス氏、更に比國新聞記者諸君等の意見に徴しても明瞭であります。経済面では、フィリピンは農業國で、全國民の

七割がこれに従事しております。工業は未だ十分に発達しておりませんが、同国政府は、アメリカよりM S A経済援助等を受け、保護政策をとり、工業の育成に努めております。貿易の方面では、関税免除の關係上、現在アメリカとの貿易が圧倒的優位にあり、我が国との貿易は五千万ドルに及ぶ日比貿易協定が成立し、日本からは鉄、銅製品、トタン板等を輸出、比国からはマニラ麻、銅鉱石、コブラ等を輸入しております。アメリカに次ぎ二位であります。この貿易上の関税差も近く撤廃されるので、そうなるも地理的關係から、日比貿易の将来は有望と思われれます。

次いで我々一行はインドネシアのジャカルタに参りました。日程の都合上、インドネシア政府の当局者と面会することはできなかったものであります。折柄開会中の同国々会を訪れ、議事を傍聴すると共に、議長との紹介によりまして各党各派の有力者と懇談する機会を得たのであります。インドネシアの国会は、連邦時代二院制でありましたが、単一のインドネシア共和国となつてから一院制となり、連邦時代の上下両院の議員、最高諮問會議議員等より構成され、近く施行予定の總選挙までの過渡的臨時的名ものであります。議員の数は現在二百十八名で、我が議會を傍聴いたしましたときは、サストロアミジョ現内閣の施政方針を

表に對し、盛んに質問演説を行なつておつたのであります。インドネシア政界の特色は、驚くべき小党分立で、その数、十九を算し、内閣は常に連立で、政局は不安定のように見受けられました。現内閣は第二党であるインドネシア國民黨を中心とするもので、サンフランシスコ条約に關印をいたしましたマシユミ党は現在野党に廻つております。インドネシアはサンフランシスコの対日平和条約に關印はいたしましたが、未だに議會の批准を得られな

いままでも今日に至つております。ここでも賠償問題の未解決が批准を妨げる根本的原因をなしているものであります。インドネシアは日本軍の占領によつて生じた全損害賠償を要求し、総額にして百五十億米ドルという巨額を考へている模様であります。先般閣外務大臣は、インドネシアにおいてもこの問題について折衝したようでありますが、今後とも両国は何回となく交渉を重ねる必要があると思ひます。我が国との貿易は、日伊通商協定の成立により、日本からの輸出五千五百万ドル、日本への輸入四千五百万ドル、千五百万ドルはスイッチ取引で決済しております。日本からの主なる輸出品は繊維製品、鉄鋼、機械類、雜貨等で、主なる輸入品は、ゴム、錫、コブラ、原油等であります。

我が東部ジャワのスラバヤから、更に東部にあるマラン市に参つたとき

のことであります。そこで現地に残留した日本人たちと面会し、懇談したのであります。これらの日本人は元日本軍人で、日本降服後、インドネシア獨立軍に参加し、相當の功績のあつた者であります。中には現在各種の事業を経営し、成功している者もあります。これらの日本人は、大部分現地婦人を妻とし、すでに一家をなしてあります。

スラバヤにおいては省長、州長、市長等に面会いたしました。東部ジャワは、一体に獨立意欲の旺盛なところで、対日感情が最もいいところであると感ぜました。日本の技術者の派遣を強く要望し、又同地の人からは、日本から小型精米機、脱穀機、細むしり製造機、榨油機、小型トラック等の輸入を欲していると聞かされたのであります。インドネシアは我が國の四倍以上の面積があり、天然資源も豊富であり、而も容貌、体位等、日本人とよく似ておるのであります。

次にシンガポールに参りましたが、言うまでもなくイギリスの直轄植民地であります。シンガポールの滞在日数は極めて短かつたので、シンガポールの政庁の要人と面会することはできなかったものであります。華僑が経営しているゴム工場を見学いたしました。ゴムは御承知のごとく、生産過剰、朝鮮事變終結に伴う需要の減退、人造ゴムの出現等により、ゴム価格が暴落

し、シンガポールの經濟の将来に暗影を投じているのであります。曾つて中継貿易港として東洋一の繁栄したシンガポールも、香港等にお株を奪われ、昔日の面影は漸次失われつつあります。タイ國は、御承知の通り、太平洋戦争中我が國と日タイ同盟条約を締結し、更に對日平和条約が発効するや、いち早く我が國と正常な國交を回復する等、親日的な國であります。タイ國は立憲君主國で、現行憲法によりますと、主権は國民にありますが、國王は元首として、人民代表議會を経て立法權を、内閣を通じて行政權を、裁判所を通じて司法權を行使しております。

議會は元二院制でありましたが、現在は、第一種民選議員百二十三名、第二種官選議員百二十三名、計二百四十六名の議員で構成される一院制の議院であります。一九五一年の無血革命以來、政變の結成は禁止されております。官選議員は勿論、民選議員中にも八十名までは現首相ビボン派で占められております。我々はタイ國議會を訪れ、議長、副議長及び事務總長と面談、議會人としての親善に努めたのであります。現首相ビボン氏は七度首相をして、前後十年間も首相の地位を保持し、元氣であります。現内閣の關係の顔ぶれは大部分純粹の軍人乃至警察官出身者が占められておるのが特色で、軍警独裁の傾向が強いのであります。

我々は大蔵大臣或いは經濟大臣兼外務大臣らと面会し、種々意見を交換したのであります。日タイ貿易は一九四八年以來、ドル建オーブン・アカウント制度によつて実施され、年間輸出入それぞれ五千万六百万ドルの貿易が予定され、日本からは繊維製品、機械類、車両、建築資材、金屬製品、雜貨等が輸出され、タイ國からは米を筆頭としてゴム、ひま等が輸入されております。殊に米については、我が國は年間約二十万トン以上に及ぶタイ國の米を買付けておるのであります。實際、米の買付けに従事する日本の商社間の無理な買付競争によりまして良質でない米を買わされるような傾向があり、政府はタイ國米の買付けに當つてもつと嚴重な監督を加ふべきではないかと考えたのであります。

次に香港に参りました。香港は御承知の通り香港島と九龍半島より成り、イギリスの永代租借地であり、イギリスの總督の統治の下にあります。その補佐機關として約三十の行政各部、行政參事會、立法會議會等があります。香港政庁は中共政府並びに中華民國政府の間に立つて嚴正中立の態度を持っております。現地筋では、中共政府は香港を西歐諸國に對する唯一の窓口として、そのまゝにしておくのであらうという見方が有力であります。現地英國人の中共に對する考え方は、その政策には賛成しないが、ビ

昭和二十八年十一月六日 参議院會議録第五号 自由討議

ビジネスはビジネスだと、極めて現実的でありました。住民の大半は中国人であります。大ざっぱに言つて中共支持者は漸次減つて、全体の約二〇%ぐらいであると申します。中共政府並びに中華民国政府の情報宣伝活動が相互に火花を散らしているとの話でしたが、中共紙大公报の発行は最近余り芳ばしくない模様と聞かされたのであります。中共が支那本土制圧後、約百万人ぐらゐの中国人が香港に流れ込んで来たために、香港の人口は過剰となり、香港政府は難民救済に努力しております。香港は太平洋戦争中日本軍によつて占領はされましたが、戦争による被害が殆んどなかつたのが影響してか、住民の対日感情は漸次良好に向つております。日本との経済協力の面では、九龍半島における鉄鉱石或いはタンングステン鉱山の開発、野菜の栽培等について、日本との提携を要望する声が高いのであります。日本の繊維製品の輸入制限、日本製家庭用具、自転車等の輸入停止等の措置を最近解除するに至つたので、日本・香港間の貿易の規模の拡大が望まれるのであります。我々は香港政府の民政長官バーネット氏を訪問し、この解除措置に対し感謝の意を表すると共に、中絶貿易を一層盛んにされるよう要望したのであります。

台湾を訪問いたしました。台北市中に入りまして先ず眼につきましたのは、各種の宣伝のスローガンが市中の至るところに掲示されていたのであります。いわゆる準戦時体制と申しまするか、台湾の人口は終戦当時は六百万人でありましたが、蔣政權が支那本土から撤退後、二百万の人口が大陸から移住して来たので、高率の人口増加のため、現在九百万といわれております。在来台湾の本島人は大陸から来た人々を外省人と呼ぶのであります。中華民国政府は目下その融和に努力しておりますが、ただ気の毒に思うのは、政府は現在中国語を國語としてゐるのであります。日本の領台五十年間の日本語教育を受けて来た現在二十才以上の本島人は、日本語は漸次忘れてはおりますけれども、中国語は未だ十分でないという状況に置かれてゐるのであります。併し日本のラジオ、日本の雑誌等も輸入して広く読んでいるのであります。我々は王總統府秘書長、葉外交部長、張立法院長、于監察院長、俞台湾省政府主席、黃台湾省議會議長等と面談いたしました。これらの人々は、過去の日華の關係は誠に遺憾であると思われ、今後は日華相互に親善提携の關係を一層密にして行かなければならないと強調しておつたのであります。

日台貿易の現況は、一九五二年日本向け輸出総額は六千四百八十六万ドル、全輸出額の五〇%以上を占め、米及び砂糖が大部分であります。一方日本からの輸入総額は四千九百八十六万ドルで、全輸入額の四五%に達し、品目としては、肥料、小麦粉、金屬、機械器具等が重要輸入品目になつております。綿糸布の輸入が意外に少いのであります。これは台湾の繊維工業保護政策によつて紡績産数を近く十七万五千錠まで拡大し、国内需要の充足を狙つてゐるからで、注意すべきことと思ひます。

以上で我々が訪問した東南アジア諸國の概観を終るわけでありすが、我々はこれらの國々の將來の發展を國民と共に祈るものであります。我が國とこれらの國々との間の經濟提携が強く叫ばれております。然るにかかわらず、これらの國々の中には、我が國との間に正常な外交の回復しない國があります。この根本原因は賠償問題であります。ここで申し添へたいことは、或る意味では、太平洋戦争の結果として、長年の外國支配から脱して自主獨立した東南アジア諸國が、今や新興の意氣に燃えて營々として國力の充實を目指して努力してゐる姿であります。同じくアジアの一角に位置を占める日本國民としては誠に同慶に堪えないところでありすが、我々はこれらの國々の將來の發展を國民と共に祈る次第であります。

現在我が國民の大多數は歐米を尊重する傾向が未だに濃厚であります。今後の日本としては、獨立自主の早急實現化を目指して、東南アジア諸國と固く手を握り、經濟の安定化、人口問題の解決に乗り出すときであると痛感した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

「赤木正雄君發言者指名の許可を求め」

○議長(河井彌八君) 赤木正雄君。

○赤木正雄君 綠風会は小林政夫君を指名いたします。

○議長(河井彌八君) 小林政夫君の發言を許します。

「小林政夫君發言、拍手」

○小林政夫君 私は九月十五日夜羽田を出発いたしました。インドのカルカッタ、マドラス、ボンベイ、デリー、パキスタンのカラチ、セイロンのコロンボ、ビルマのラングーン、タイのパノック、香港、タイペイ、それらの地を視察しまして、十月の六日夜羽田に歸つて参りました。タイ、香港、台湾については池田班と重複をいたしますので、多少の見解の相違はございますが、省略をさせて頂きます。又、ラングーンに立寄りましたが、飛行機の都合で深夜のラングーンにちよつと滞在しただけでございますので、ビルマの事情については多く語るだけの視察をいたしました。御了承を願ひたいと思ひます。

インドは民主連邦共和国で、人口三億六千万、面積は我が國の約九倍であります。全人口の七割弱が農民であるにかかわらず、食糧は自給できない。年々二百万トンから五百万トン近い食糧を輸入に仰いでおる状態でありまして、耕作農民は全く土の家に住み、家具らしい家具も持たず、はだしで、衣服は夏物一着の着たきり僅であるというやうな、全くの貧民であります。都市には、はだしで半裸体の住むに家なき貧民が多数横行し、乞食が非常に多い。カルカッタのごときは二三百万人の無業者がゐる状態でありすが、一面、富裕者は我々の遠く及ばない豪壯な邸宅に住み、自家用車を持ち廻してゐる。非常に貧富の差が甚だしく、而も貧者の数が圧倒的に多いのであります。パキスタンの獨立に伴ひ、パキスタン領から南の府のままで逃げて来たレフユージーが千万人に達するということも、この状態に拍車をかけてゐるのであります。その避難民救済はインドの重要問題の一つとなつております。都市の周辺に新しい四階建、五階建のアパートの建築が見られまして、中央政府、州政府の努力の跡が窺われるのでありますけれども、なかなか前途遠達に見受けられるのであります。読み書きのできる者は國民の一六・五%、一割六分五厘であるにもかかわらず、大学卒業者は年々二十万人に達し、このホワイト・カラーの失業問題が起つてゐる状態でありすが、インドはいわゆる第三勢力のリーダーとして、國際政界において花々しい活躍をしておりますが、国内は以上

のような状況で、共産党活動の好個の温床と思われるのでありますが、為政者は共産党の破壊活動に対しては断固たる措置をとり、早期若芽の間に摘みとつておる趣きであります。

中央政府は一九五一年から五六年に亘る五カ年計画を樹立し、五カ年間に日本の金に直して一兆五千億円の資金を投入して、そのうち外資に依存する分が約七・五%の百十七億四千万程度であります。その一兆五千億円の資金を投じて食糧自給と工業化を推進することにしてあります。綿紡は千二百萬錠に達し、老朽設備の更新が問題になつておりますが、つとに綿製品の輸出に転じ、ビルマ、インドネシア、アフリカ市場においては、我が国の競争者であります。のみならず、紡機、織機自体をすでに或る程度国内にて製作し、それらの輸入を禁止してあります。人絹糸は未だ製作に着手の段階ですが、人絹織物はすでに自給をしてゐる状態です。従つてインドは、高級繊維製品は別として、一般普通の繊維製品の市場ではすでになくなつてゐる。重化学工業製品の市場になり変つてゐるわけであり、独立日なお浅く、指導者は建国の意気に燃えてナシヨナライゼーションの熱が非常に高いのであります。外国法人又は個人の在印支店、出張所は、高級従業員の半数、下級従業員の三分の二以上はインド人を雇用すべし、こういう条件で開設が許

される。合併事業はインド側の出資五%以上という条件を附して許可する。

一般的に対日感情は良好で、識者の対日関心は高まりつつあります。ボンベイにおいては、財界、政界、報道界の有力者を以て日印文化協会が結成されるに至りました。日印平和条約において日本人の在印財産の無条件返還を約してくれたことは、我々の大いに徳としたところであり、国際会議等においてインドの日本に寄せてくれた幾多の好意も我々の多とするところであります。我々は日本国民を代表して、副大統領兼上院議長に深甚な謝意を表明いたしました。併しながら、在印財産は今日まで返還されず、最後に至つてその実行がインド人の在日財産の補償の履行を条件とされるに至つたことは、残念至極なことであり、のみならず、日本人の在印財産はすべて換金されておつて、現物としては還つて来ないのであります。又、今日までの税金等も差引計算されて、実質的に余り還り分はないやに聞いたのであります。インドはインドのためのみを考へてゐるのであつて、我々に対して慈善的な好意を持つてゐるのではないのであります。

カルカッタ、ボンベイには、我が一流商社はおおむね社員を駐在せしめてゐる。併し正式に支店を開設してやつてゐるものはカルカッタにある東京銀行の支店一カ所であり、船会社も、カルカッタ、ボンベイにおの／＼三社社員を駐在せしめてありますが、商社、船会社は二重課税を課れて、取引は日本の本社とインド側とが直接契約を締結する建前をとり、駐在員はその職務に過ぎないという立場をとつてあります。併し第十六国会において我々は、所得税法、法人税法を改正し、二重課税の救済措置を講じ、所要の政令も公布されて、八月七日から施行されておりますので、その旨を伝へ、堂々と支店、出張所を開設して、腰を据えて活躍されることを要望しておきました。これらの商社、船会社の駐在員はおおむね各社の中堅社員であり、活動的ではあります。勢いの赴くところ、日本側の無用の競争、即ち安売り高買の競争を誘引してゐるのみならず、社内における地位の關係で、現地駐在員の本社への献策がすなおに用いられず、あたかも商機を失つてゐるような事例もあるようであります。

インドの海政者の強調する目下のインドの最重要問題は、カシミール問題であります。そのために、本年度中央政府蔵出総額四千四百億の四五%を軍事費に使用してゐる。インド側は、カシミールは、ソ連、中共に境を接する国際的要衝であり、住民は回教徒が多けれども、経済的にはインドに属するほうが住民のためであり、パキスタンに渡せば圧制をやり、何をしでかすかわからないと力説するのであります。カシミールはネール氏の出身地であり、多少の感情もまじつてゐるようでありました。

パキスタンは英自治領であり、英女王が形式的に任命するパキスタン人の總督によつて統治されております。人口七千五百万人、面積は我が国の約二倍半であります。憲法制定のための制憲議会が設けられておりますが、これが国会のできるまで国会の働きをすることになつております。

パキスタンは東西に分れ、而も現在喧嘩をやつてゐるインドを中に挟んでゐるわけで、陸の交通が遮断されております。東西の海上距離は千三百海里、西パキスタンの中部の都会で首都カラチに次いで都会であるラホールから東パキスタンの州都ダッカまで飛行機で六時間かかる。東パキスタンは一州であります。人口は四千二百万人であり、西パキスタンは四州であつて人口は三千三百万人であり、かかる事情がパキスタン憲法の制定を非常に困難ならしめてゐるのであります。

民主連邦共和国とすることは決定したのでありますが、第一の難点は国会の構成であります。上下両院制をとるといたしまして、下院議員の選出を人口比によることとすれば、東パキスタンが下院の過半数以上を占めることになり、上院議員を州単位で選出すれば、上院議員の五分の四は西パキスタン側が占める、この上下両院議員の数の調整に困惑をしてゐる状態であり、第二の難点は、中央政府と州政府との管轄事項の配分であります。東パキスタンはそのように西パキスタンから海上千三百海里も離れてゐるような事情もあり、成るべく中央政府の権限を少くし、州政府の権限を多くせんとしてゐるのであります。第三の難点は、回教の教義を如何に憲法に顕現するかであります。パキスタンは回教の教義に背反する政治はやれないのであります。以上の難点のために、制憲議会は開会の都度かなり紛糾してあります。来年の五月頃までには、どうか、ものにしたといつておる状態であり、

全人口の八割強が農民であります。が、食糧はやはり自給できない。昨年度は米國から百万トンの小麦の贈与を受けたようであります。インド側から七百万人の回教徒がこれ又着の身盾のままで逃げて来、避難民救済のパキスタンにとつても重要問題の一つであります。教育程度はインドよりも低く、全人口の一四%が読み書きできる程度であります。中央政府は、一九五一年から六カ年計画を樹立し、千八百二十億円の資金を投じて食糧自給と工業化を推進してあります。千八百二十億円は、その後の物価高等によつて、現在の評価に直すと三千五百億円、その四

分の一程度を外資に依存する計画のようであり、綿紡は現在八十五万錠でありまして、年末までには八十七万錠になる。人絹織布工場もできておりまして、製品のでき栄え等は、インド、日本とおおむね変わらないように見受けました。これらのプラントは日本から輸出したものが多く、技術者のみならず作業員まで日本人が招聘されて指導しているところもあります。農業方面でも日本の実践的技術指導が要望されておるのであります。外国人の在パ支店出張所の従業員については、インドと同様の原則的制約があります。即ち、高級社員の半数以上、その他の従業員の三分の二以上がパキスタン人でなくてはならない、こういうような制約があるわけであり、合併事業は、政府指定の十三業種のみがパキスタン側の五一%以上出資ということが条件になつておりますが、その他の事業については条件はありません。併し外国人の資本投下はパキスタン人との合併でなければ許されません。実際問題として許されておらない。百二十万人のカラチの街は砂漠の中にできた街であるが、今では大きな街もあり、かなり緑に蔽われている。砂漠といつてもあの辺は砂地ではないのでありまして、水さえあれば植物は生長するのであります。農業開発は灌漑用水の確保に重点が置かれております。工業化政策は積極的であり、カラチにも工業地

帯を設けておりますが、国策として取上げた産業に民間の投資が出て来ないという場合は、政府が直接みずから経営をやり、軌道に乗せて民間に払下げする。民間がやる場合は工場敷地を九十九年間無償で貸与し、税法上の減免措置を講じ、金融上の助成もなし、生産が軌道に乗つて或る程度の国内需要を充足するに至れば、該当品の輸入を禁止する。そうすると自然に価格が上がる、そうしてその工場に儲けさせる。利潤を手とて二、三年で建設費等は償却することが出来る。償却ができた頃を見計らつて適正価格に品物の値段を抑えて行く。こういう筆法をとつておるのであります。日本はパキスタン国にとつて輸出の相手国としては第一位であり、輸入の相手国としては第二位の地位を占めておりますので、インドに比べて対日感情は非常によろしいのであります。我々に対する歓迎も全く至れり尽せりでありまして、丁度我々がカラチに到着をした日が制憲議会招集日でありました。議長主催の歓迎リセプションを開いて、制憲議会議員の全員、総理大臣以下各省大臣次官出席して、大いに歓迎をされたのであります。又、総理大臣、外務大臣、情報宣伝大臣、産業大臣、法務大臣等も快く面接をして、率直な意見の開陳をなし、日バ提携を力説しておられました。これら政界指導者はいずれも建国の志士であつて、信念と見識を持ち、非常な

人間的な迫力を感ぜられたのであります。在留邦人の活動状況はおおむねインドと同様であり、合併会社が二社作られており、東銀の支店が開設されております。合併会社に対する日本側の監督が甚だうるさい、具体的には毎月大蔵当局がバランス・シートの提出を要求しているというようなことで、全く常軌を逸しているのじやないかと云つて、甚だ現地の在留邦人が憤慨をしております。これは速やかに改められるべきだと私も思うのであります。在留邦人が異口同音に言われることは、合併のよい相手を見付けるのに非常に苦勞する。必ずしもパキスタン人は言行一致はしないのだ、商業道徳もかなり低い、こういうことを言つております。パキスタンを出でずして日本の一般繊維市場ではなくなつて、重化学工業市場に転換するだらうと私は思います。パキスタンの為政者の強調するパキスタンの最重要問題は、やはりインドと同様にカシミール問題であります。そのために、本年度、中央政府歳出総額約千億円の六〇%を軍事費に使つてゐる。カシミールはパキスタンの水源地であつて、これがインド側に歸して水を抑えられたら、その水がパキスタン側へ幾ら来るか、その来る量によつて農作物の豊凶がきまるので、完全に死命を制せられるという状態であり、更に住民の大多数は回教徒であ

る。こういうような理由から、パキスタンは、何ものにも制約されない、住民の自由なる意思で、その帰属がきめられることを望んでゐるのであります。インド側は、パキスタンはヒンズー教徒に暴虐を加へ非常に圧制をやる、こういうことを言つておりましたが、制憲議員七十九名のうちに野党たるヒンズー教徒が十名おりました、かん／＼が／＼の論を戦つておりましたけれども、別に生命の危険は感じておらないやうであります。パキスタンの富裕者と多数の貧民で、共産党の温床ともなりかねないのであります。共産党活動は大したことはなく、制憲議会議員のうちに一名のピンクがいると言つて、総理大臣が茶化しておりました。むしろパキスタンはインド国内における共産党の潜伏活動の危険を指摘しておつたのであります。

セイロンは英国自治領で、英女王の任命する英人の總督によつて統治されております。上下両院を持つてゐる。人口は七百五十万人、面積は我が九州と四国を合したくらいの大ささであります。大部分が仏教徒で、米を食べております。米は三割は自給できますけれども、他は輸入に待たねばならぬ。ゴムと茶はセイロンの特産であり、ゴム園、茶園は最高度の農業技術水準に達しております。ゴム樹や茶の栽培から製品まで一貫作業をやつてゐる。併し、米作は水田ではありませんけれども甚だ幼稚で、殆んど植え放しの状態である。日本農民の実践指導を期待しております。工業化はこれからで、綿紡三万錠を設備したいといふことで、我々に会つて産業大臣が提案したやうな状態でありまして、何分、繊維市場としても市場は狭いといふことが言えるわけであり、セイロンはM S A援助を受けることになつておつたのであります。中共へゴムを売つて米を買い取引を始めたといふことで、米国の逆輸入に於いて援助を止められた。セイロン側は、アメリカにゴムを売ると中共に売るとでは倍の値開きがあり、アメリカのように安く買ひ叩かれては食つて行けない、思想と通商は別だと言つてゐるのであります。セイロンの対日感情も割合によくて、当時の運輸大臣で現総理大臣、サンフランシスコ会議で日本のために非常に好意ある演説をやつてくれた大蔵大臣、上院議長、上院の領袖で農林産業大臣等に面接をいたしました。いづれも気持よく応接し、率直な意見の開陳がありました。歳出の三割を占めておつた米の補助金を削減したために米価が一挙に三倍強の値上りをして、我々のコロネボ到着二週間前に米騒動が起きたのであります。向うではストライキと言つており、官公労働者が一斉ストをやり、電信、電話、鉄道がとまり、戒嚴令を布いて軍隊が出て鎮圧をしたのであります。上院領袖である

昭和二十八年十一月六日 参議院会議録第五号 自由討議

農林産業大臣は、このストライキは共産党員の煽動によるものとし、我々のミツシヨンの中の保守派の対共産党政策を導ねました。セイロンは、日本の再軍備を危惧するオーストラリアに対して、日本が強くなるよりも共産党の侵略のほうが恐いのだと言つて強調しておるのだということを言つておりました。

以上三国、それ々々のおおむね特異の状況を御報告いたしましたのでありますが、これから三国の共通の事項について私見を述べさせて頂きます。

第一に、これら地域は二百年間英領植民地であつたので、英国経済の一環として開発されて来ておる。第二に、政界、経済界の指導者は、いずれも英国で教育を受け、独立までは英国と争つたが、独立の目的を達した今日においては、言語等より英国に親近感を持つておる。第三に、英国は政治的にはこれら地域から後退したが、経済的には後退をしておらない。積極的に経済勢力の維持を図つておる。コロンボ・プランは相当の恩恵をそれ々々の三国に与えておる。パキスタン外務大臣は、本員の率直な質問、即ちあなた方は熾烈な反英闘争をやつて独立を勝ち得たにもかかわらず、依然として英連邦の一員にとどまる理由はどうか、むしろ東南亞連盟、或いは回教連盟のほうが重要ではないか、こういう質問に對しまして外務大臣は、英連邦はクラ

ブみたいなののである、英連邦への加盟といつても、我々の政治行動に制約を受けるものではない。抜けようと思えばいつでも抜けられる。情報交換程度だ。東南亞諸国或いは回教諸国共通の問題は臨時結合ではよいので、組織化する必要はないのだと言つておりましたが、たゞ／＼仏印のほうへ話が飛んで、仏印三国が仏連合にとどまることを条件に独立を与えられるというところであれば、我々は完全な独立とは思わない。完全な独立をして、然る後にそれら独立国の自由意思で仏連合に加盟するならば差支えない。こういうことを言つておつた。即ち、インドにしても、パ国にしても、セイロンにしても、自決的に英連合の一員にとどまつてゐるわけがあるので、自決的にとどまるには、とどまるだけの理由があるはずであります。食糧自給、工業化等の政策を推進し、英経済圏の域を脱して真の自立経済を達成するまでは、英連合の一員としてとどまることを要するのであると思ふのであります。かかる三国であつてみれば、我々が声を大にして経済提携を叫ぶことは、徒らに英国を刺激するのみでありま

す。幸いにこれら三国は、英米の技術よりも日本の技術のほうが受入れるのに手頃であると考えており、又技術者等も日本人のほうが安い。従つて、我々日本人がこれら三国の人となつて経済開発の一役を担うということ、投資の果実を持つて帰るという型でなしに、端的に言えば、サラリーで雇傭されて向うの人となつてその国の富の増進に寄与する立場をとるならば歓迎されるのであります。目前のリターンを度外視して、十年、二十年、否、百年の将来に期待をかけて、黙々として抜本的な策をとらねばならない。三国は、もはや初等教育はそれ／＼の自国語でやつております。映画等は自国製のもの、自国語で話す。英語は使わな

い。学校において英語は選択科目となつてゐるのであります。今でこそ、これら三国は英語が普通語であり、インドは国会においても英語を使つてゐるが、近い将来、英語は一般の通用語とはならないのであります。我々が真に強く堅い経済提携を望むならば、三国向けのそれ／＼の専門家を養成しなければなりません。然るべき学校の科目に東南アジア科を設けるべきであります。又一面、港湾修築、地下資源開発のための鉄道の敷設等、これは向うの資産となるものであり、輸出入銀行の枠を超えた、貸借を超えた大きな投資を積極的に敢行すべきであります。当面の問題としては在外公館に経済エキスパートを配置し、又、一、二年で転勤をさせず、長期に滞在せしめて、現地に多くの友人知己を作らせることが必要であります。大公使も戦前の形式的序列を重んじて、欧米優位の情性を打破し、第一級の人物を布石すべきものと思ひます。又民間も、骨を現地に埋める覚悟の人で、又、部内において重んぜられる人物を派遣すべきであり、輸出入取引のためには独断法の適用を大膽に排除しておるのでありますから、共同行為について特段の工夫をすべきであらうと思ひます。どうも甚だ時間をかけまして、急ぎましたので、お聞きにくかつたと思ひます。(拍手)

〔羽生三七君発言者指名の許可を求む〕  
○議長(河井彌八君) 羽生三七君。  
○羽生三七君 日本社会党第四控室は自由討議の発言者に高田なほ子君を指名いたします。  
○議長(河井彌八君) 高田なほ子君の発言を許します。  
〔高田なほ子君登壇、拍手〕  
○高田なほ子君 私は六月五日からコペンハーゲンで開かれました世界婦人会議並びに七月二十五日からオーストリアのウィーンが開かれました世界教育者会議に出席いたしました。約二カ月の間、デンマーク、イギリス、オーストリア、ドイツ、スイス、イタリア等の西欧諸国に、これは勿論、公的な機関の視察というのではなくて、民間団体の一員として、各国の婦人団体或いは教員組合、我が党に繋がる社会主義インター各国の方々の御協力の下に、外地の自炊生活なども實際体験しながら、なかなしく婦人の問題、子供の問題或いは教育の問題等、こういう点に主力を置きまして視察をして参つたわけでございます。従つて公的な機関でありせんから、民間の多くの方に接し、而も世界婦人会議には、世界の七十カ国の婦人代表、教育者会議では四十八カ国の教育者の代表などのいろ／＼な懇談がありましたので、そういうつたような面から御参考になる点を少しく御報告したいと思ふのでございます。  
先ず第一に、日本の婦人や子供の生活、こういうことは殆んど世界の婦人たちは知つておらない。なかなしく講和安保条約並びに行政協定締結後の軍事基地周辺に起つております風紀の問題を中心とする日本の大きな教育環境破壊、いわゆる政治的な或いは社会的な問題について、非常にこれは世界に衝撃を与えた問題でございます。こういうような問題は、お互いに話合つて参りますと、例えばアメリカの婦人代表にいたしましたも、こういう国際的な問題は、どうしても各国の婦人が提携しなければ解決できない問題だから、是非こういう日本の婦人たちの困つてゐるような問題については、どうぞこま／＼と知らしてもらいたい、国際的な友情はお互いの深い理解の中からきり生れないのだ、どうか今後我々とは是非提携をして、子供たち又母の問題については国境を越えて協力し

ようじやないかというような設合がなされたわけでございます。

更にこのたび考えさせられました問題は、日本の長い鎖国政策と繋がっており、日本が主権教育の結果、非常に他民族に対する蔑視の観念が、どうしても我々大人の日本人の頭から消えないこと、なかなかアジア諸民族に対する蔑視の考え方というものは、どうしてもこの際一掃しなければならぬということでございます。

アジア諸民族、なかなか例えは「ちゃんこ」と言われた今日の中国の婦人の目ざましい活躍と発展振りというものは、本当に私たち婦人同士として誤った考え方を持っていたということについて、深い反省を持たざるを得なかつたわけでございます。各国婦人の自覚は、我々日本婦人が国内で考えておりますよりも遙かに大きな自覚と、教養と、高い民族的な感情と、そして国際的には世界の平和に対する欲求というものが、どのように強いものであるかということ、非常に考えさせられたわけでございます。

主な各国で受けた日本に対する質問を要約いたしますと、日本の農村における政治意識はどういう程度であるかということ、第二としては、一般の常識人の対米感情はどんなふうなのか。更に中共貿易を日本はどういうふうに考えているのか。日本の失業者はどのくらい、どういふに今なっているのか。

だろう。日本の子供たちはどういふ環境の中で生活をしているのだろうか。日本は今後における平和経済自立についてはどういふ計画を持つてゐるのだろうか。こういうような極めて高度な質問がたくさんの人たちからなされたということ、私も御報告をしてみたいと思つてあります。

特に各国、なかなか欧州の婦人たちの生活というものが、我々日本の婦人の生活から比べてかなり仕合せな程度にあつたということは、何と言つても蔽ふことのできない事実でございます。生活安定のための社会保障制度は、当然政治の常識としても考えられていることであります。私たちは社会保障制度を申ししても、昔からそういう制度が全然行われておりませんでした。何が何だかわからないのでありますが、デンマークにしても、イギリスにしても、スイスにしても、西欧諸国の社会保障制度というものが本當に常識化され、而もそれが当然婦人解放の一つの方策として考えられてゐるというところは、大いに私も考えさせられた問題でございます。例えばデンマークにおいては、どんな細い道路でもきれいに舗装せられ、而もその道路が清掃夫などを置かなくても非常にきれいに掃除されている。これは別に誰かが掃除するわけでもないが、デンマークの道路はデンマーク人がきれいにするのは当たり前だ、こういう意味

の愛国心というものが常識化されている。緑したたる公園或いは森、誠にうらやましいことではございましたが、なかなか、婦人は六十歳、男子は六十歳以上になれば、殆んど養老院に入る権利を持つてゐるし、養老院は希望者の百パーセントの収容力を持つてゐるわけで、即ち老人ホームと称せられる建物は、とても我々が想像するよりな、日本の養老院とは異なつておりまして、一人についても約八畳敷くらい、陽当りのよいガラス張りの部屋、ベッドもあればラジオもある。本棚もあれば又ソファもある。そして食堂もあれば応接間もある。図書館の閲覧室もあれば、まことに老人の楽園でございます。非常によい環境の中に、楽しい老人の生活の様を見まして、私は院長さんに、ここでは老いらくの恋が結ばれるでしょうかと尋ねてみました。ここでは老いらくの恋が結ばれる中で結ばれるのだとございます。このためにデンマーク政府は、地方財源と共に、一人の老人に對しまして、一月、邦貨に換算すると約二万四千円というふうな多額な費用が出されてゐるわけでありまして、でありますから、何れも老後の心配がないし、入りたくない者は年金制度でいい。

又託児所がたくさんございましたが、これは極めて完備されており、働く婦人が、非常に安定感を持つてゐる

ということでございます。けれどもこの託児所が足りないというので、婦人団体は運動を続けておりました。なかなか特殊児童の教育の問題でありまして、真に環境のすばらしい所に、完備された施設によつて教育され、一人の児童に對して、政府は、年額、邦貨に換算すると三十五万の投資をしてゐるというところは、デンマークの教育の一面を物語るものとして、誠にうらやましい限りでございます。然るに、教育施設費の増額、こういう問題については、教員組合の皆さん方が非常に大きな要求として掲げておられますが、最近、北大西洋条約軍事同盟に加入したデンマークが、軍事基地提供の要求に對して、社会党が真先になつて反対すると共に、静かな環境を要求する国民はこの運動に参加してゐることを聞いております。

イギリスにおきましても、殆んどデンマークに優るとも劣らない社会保障制度が実施されておるのであります。完全雇用の線が確立しておりますから、働けば誰でも食べられる。六十五歳まではみんな働くことができる。歳を取れば養老院に入れる。年金制度によつて老後の保障がされる。失業保障がされる。病氣になれば医療が国營によつて何ら療養費の心配がない。こういうふうな状態でありまして、婦人たちがヒステリーになることが非常に少ないのではないか。結局、生活が安定した

中に、婦人は神経をいらだたせることなく家庭を守つて行かれるところに、幸福な婦人の生活を見出したのでございます。

更に、働く婦人の場合でも、婦人の職場の地位が確保されてゐる。小学校の婦人校長は、全校長の約六〇%を占めておられ、産前産後の休暇は、産前六週間、産後十三週間という、理想的な休暇を取つて、補助教員がこの休暇中の教授に當つておられることを聞いておるわけでありまして。又イギリスの国会では、奨学資金の問題が問題となつておりましたが、育英制度のかなりに完備したイギリスにおいても、育英資金制度の充実のために、これを削減する方向に對して、イギリスの教員組合が熾烈な闘いを展開しておられるを見て参つたのであります。すばらしい学童給食の施設があり、而もその経費の負担というものは殆んど父兄にかからない。更に教科書も無償、四年の国語の時間には四通りの教科書が自由に駆使されてゐる。こういうふうな中において、教育費の確立のために、イギリスの大婦人団体が本年度の努力目標として、教育費の確立を掲げておつたということは、誠に注目値するところではないかと思つてござい

ます。こういう中で、婦人は、又働く人たちは、生活すると同時に生活を楽しむ社会機構ができてゐるということでは

ざいます。即ち、お店屋さん五時に  
なれば全部おしまいになつてしま  
役所も工場も全部おしまいになつてしま  
まう。日本の男性の方のように十二時  
までも一人でお酒を呑んで騒ぎ廻つて  
歩くというようなことは、もう社会機  
構からできなくなつて来ておる。この  
ことは、誠に家庭を中心にする、一つ  
の建設的な生活を行おうとする場合に  
重要な問題ではないかと思ふし、町の  
中の騒音も殆んどこれがなくなつてお  
るし、男も女も共に楽しめるようにな  
一つの施設が町々にできておるといふこ  
と、全くうらやましい限りでございます  
す。

イギリスは食糧の一部分が統制され  
ておりますから非常に不自由だと言  
う方がありますが、イギリスの食  
糧は、たとえ統制でありましても、例  
えばバター、チーズ、お砂糖のよう  
なもの、牛肉のようなもの、これが統制  
になつていても、統制で不自由しない  
ように、羊の肉でも或いはその他のい  
ろいろな食糧が、これに匹敵する廉価  
で売られておりますから、統制経済で  
も苦痛がない。これは一つの婦人の生  
活、勤者の生活を基調とした社会主  
義政策がこういう生活の面にも十分現  
われていることを察知いたしまして、  
誠に愉快に堪えない次第でございます  
た。

更に西欧における国際問題は、何と  
言つてもドイツの統一問題でございま

す。イギリスの労働党のベヴァン氏  
に、私はイギリスの国会で、チームズ  
河の川風に吹かれながらいろいろとお  
話を合つたのでありますが、このお  
話を要約いたしますと、最近の二つの  
世界の対立は依然として微妙な立場の  
中で発展しているのであるが、アメリ  
カや、アデナウアーは、この空気をむ  
しろ軍事的に利用しようとしておりま  
すが、この情勢をどういふふうに出理  
するかというところは実に重大な問題で  
ある。これに対する答えは、資本主義  
国と社会主義国とは根本的に違つて  
おる。資本主義国家は平和を戦争と同  
じように恐れて考へておるが、社会主  
義者はドイツの統一を望み、世界の軍  
縮を希望しておる。ドイツの統一と  
立の姿は、どうしても中立でなければ  
ならないといふことを強く希望する  
し、ドイツの問題は、一つの問題の終  
点であると同時に、他の問題の始まり  
であつて、いわゆる平和恐慌に対する  
対策の樹立こそ世界平和への重要な方  
策であると述べておられます。誠に二  
時間に余りまして、こうした世界平和  
への、いわゆる平和生産の方式につ  
いて語り合つたわけでございまして、時  
間の關係上これは省略いたしますし  
て、結論として、西欧諸国の陸続きの国  
国においては、とても日本では想像の  
できないほど、平和への要求が、或い  
は関心が非常に強くございまして、二  
つの世界の対立の中で、どうぞして世

界の五大国はお互いに話し合いを続け  
て、話し合いの中から平和の方途を見出  
すべきであるといふ、このヨーロッパ  
諸国の多くの方々の意見には非常に傾  
聴せられました。最近エリザベス女  
王が、話し合いによる外交の調整のメッ  
セージを出しておるようでありま  
すが、私もこの西欧の平和を望む強い空  
気を思い出しまして、さもありなんと  
いふことを考えさせられたわけでござ  
います。

最後に、これはどうしてもお伝えし  
なければならぬこととござい  
ます。私はたくさんの方の中国の婦人  
が、私はたくさんの方の中国の婦人  
が、この話は日本の皆さんに間違いな  
く伝えて下さいといふこととございま  
したから、伝言といふ意味ではありま  
せんが、御参考までにお伝えをしたい  
と思つてございまして。即ち中国の  
人たちは、何と言つてもアジア人はア  
ジア人同士が提携しなければならな  
い。我々中国人は過去の日本のい  
ゆるあの軍国主義政策といふものにつ  
いては非常に強い批判を持つておるけ  
れども、今日の日本の皆さん方に対し  
ては、何の恨みや何の憤しきも持つど  
ころか、むしろ日本に対しては、深い  
友情と、深い理解と、深い提携への望  
みを私たちは持つておるのです。併し  
ながら、今日、日本には七百に余る軍  
事基地があると聞いておりますが、そ  
の軍事基地にしつらえられておる大

の筒の先はどちらのほうを向いてい  
るのでしょうか。私もそれは非常に心  
配です。とにかく中国は、長い封建制  
の中から、貧困と、無智と、病氣と、  
不潔と、それらの中から、本当に中国  
の国民の一人々々が、どうして中国を  
再建しようかといふ熱意の下に、どう  
にか中国の再建は成つた。その国民が  
必死になつて築き上げた中国を、我々  
は戦争で再び壊そう、荒そう、そうい  
ふことは少しも考へておらない。むし  
ろ私たちはどうぞして戦争をなくさな  
ければならぬ、してはならない、こ  
ういふ気持を持つておるけれども、伝  
え聞くとところによると、日本の方々  
の中には、中国或いはソ連が攻めて来  
るから再軍備をしなければならぬとい  
ふことを言つておられますが、これは  
中国の我々の真意を基に御了解にな  
らない悲しいこととございまして。どう  
ぞ日本の方々こそ我々を攻めないで下  
さい。どうぞ機会があつたならば、一  
人も多く中国においで下すつて、我々  
の気持を、本当に中国の国民の平和を  
望む気持を一人でも余計に御理解頂  
いて、共にアジアの振興のために尽すこ  
とができるよう、どうぞこの一点だけ  
は間違ひなく伝えて下さい。こういう  
ことでございまして、私は、ヨー  
ロッパ諸国の方々が本当に心から平和  
を望んでいるという声と、更にアジア  
の国民がどのように平和を望んでいる

かといふことを、ここにお伝えいたし  
まして、私の報告を終ります。(拍手)  
〔松浦清一君発言者指名の許可を  
求む〕  
○議長(河井彌八君) 松浦清一君。  
○松浦清一君 社会党第二控室は自由  
討論の発言者として田畑金光君を指名  
いたします。

○議長(河井彌八君) 田畑金光君の発  
言を許します。

〔田畑金光君登壇、拍手〕

○田畑金光君 私は、外国の視察報告  
にはならないと思ひますが、先般、  
奄美大島を視察して歸つて参りまし  
て、政府に緊急質問をしたいと思ひま  
したけれども、遺憾ながら自由討議に  
一括されましたので、いささか現地の  
模様を報告申上げまして、各位の御批  
判を仰ぎたいと思ひております。

今回私が日本社会党を代表いたしま  
して、奄美大島に参りましたのは、現  
地視察並びに八年間の長きに亘り占領  
下にありまして大変苦勞された住民の  
人がたに對し、心からの激励と慰問を  
贈るために、一週間旅行して参つたわ  
けであります。奄美大島は、本来我が  
国古来の領土の一部でありますこと  
は、歴史上、又、血縁上から見まして  
も明らかな事実であります。侵略手  
段によつて獲得された地域では断じて  
ないのであります。然るに、敗戦の結  
果、昭和二十一年の二月二日、連合軍  
總司令部のいわゆる二・二宣言により

まして、我が国の行政権から分離をされました。対日平和条約第三条は、我が国のこれらの地域に対する潜在主権は認められておられるけれども、実質上、行政権から離れて参つたのであります。爾来、内地本土との交通、貿易、通信関係等は殆んど遮断されました。長い歴史的な交渉を通じて、文化的にも、民族的、経済的にも、本土、殊に鹿児島県の一部として生存して参りました本島にとりましては、母国復帰こそ唯一の生きる途として、全島を挙げて署名運動、血書献願運動、断食運動となつて、悲壯なるその叫びが国民の共感を呼び、アメリカ側の反省を促す大きな機会を作つたと存するものであります。

国会におきましては、昨年の十二月、衆議院本会議において奄美大島に關する決議案が満場一致可決され、引續き本年の七月七日、同じく衆議院本会議におきましては、領土に關する決議案の採択を見るまでに至つたのであります。このようにいたしまして、八月八日のダレス声明を迎えるに至りましたが、本声明こそは国民にとりまして近來にない朗報であり、なかならず奄美大島の現地の住民にとりましては、実に血涙を呑む悲願がかなえられたその声明であつたと存するものであります。併しながら八年間の空白期間というものは奄美大島の産業経済を根本的に破壊し去りまして、民生、教

育、地方自治行政等におきましては破滅一歩前に来ておるといふ実情であります。少しくこれらの部門につきましてその現状を御報告申し上げたいと思つてあります。奄美大島の戦争前における主要産業は、その移出額におきまして約九〇%近くがいわゆる特産物であるところの大島紬、黒砂糖、鹽節、こいうものの生産によつて占められ、これが住民所得の大宗をなしてゐたのであります。然るに、戦災による産業諸施設の破壊、金融の逼迫等は、これら産業の復興を阻みまして、曾つて奄美群島移出額の五六%を占め、年平均二十八万反を生産しておりました大島紬は、今日は生産額におきまして約四万反、一四%の復興振りに過ぎません。又本島第二の重要産業である黒砂糖は、戦時中、食糧増産のため甘藷作付面積が縮小され、加うるに戦災によりまして製糖施設が破壊消滅いたしました。戦前の作付面積三千六百三十五町歩、生産量におきましては三百三十三万斤生産いたしておりましたが、昭和二十六年度漸くこれが二七%の八百九十八万斤の回復振りに過ぎません。又更に本島第三の特産物である鹽節製品等は、戦前平均年六万貫の生産がありましたが、昨年度漸くこれが三五%の二万一千貫の生産に戻つた状況であります。奄美大島は元來戦争前におきましては移出入は均衡を得ており

ましたが、戦後におきましてこいう基本産業の復興が停滞いたしまして、勢ひ毎年輸入超過を招き、経済は後退の一途をたどり、わずかに軍政府の復興予算補助金及び沖繩に対する木材、家畜の輸出によつて経済を支えて来たのであります。併しながら一九五三年以降この補助金は打切りとなり、貿易面の赤字を補うことができず、経済は一九五二年後半期以降急激に悪化し、輸入超過は一九四八年以降一九五二年までの間に約二十三億に上り、通貨の枯渇を招いておるのであります。而もこの輸入物資中には生活必需品物資である主要食糧がその大部分を占め、而も軍政府の補助金はこの六年間僅かに六億六千万に過ぎません。この差額約十六億は民間資本の吸収となつて資金の枯渇をもたらしましたが、更に昨年の四月以降現地に於ける琉球銀行は金融引締めを強行し、経済活動はいよいよ逼迫して参りましたが、更に先般八月八日のダレス声明以降はこいう傾向が顕著となつて参りまして、奄美群島における産業活動の機能は全く今日停止されておるといふ状況になつておるのであります。

このように、産業の沈滞、金融の逼迫、住民所得が低下して参りましたに於て、住民生活の窮乏を招いて参りまして、島民の中には甘藷や蘇鉄だけで運命を繋ぐという者が日に増加して参つておるのであります。

算における奄美群島政府時代の算出いたしました住民所得は一人当り五千二百円、税負担が四百三十円でありましたが、一九五三年琉球政府治下に入りましてからは、住民所得が一人当り一万五百円、税負担は八百五十円となり、二倍に殖えて参つたのであります。地方財政の状況を見ますと、行政権の分離以降、機構の整備とか事務分掌の増大、学制改革に基く諸経費は膨脹いたしましたが、民力は戦災のため徹底的に破壊され、財政窮乏はその極に達しておりました。而も戦前の予算に比較いたしますと、現在の予算額はおよそ二〇乃至二三%、即ち四分の一乃至五分の一に圧縮された財政規模によつて市町村財政が賄われておる始末であります。而も年度予算の中に占めております徴税額の比重というものは年々加つて参りまして、一九四七年の徴税額は歳出予算のうち一六%でありましたが、一九五二年には実に六八%が税金によつて地方財政が賄われておる、こいう状況であります。

御承知のように、内地における市町村歳入の主なるものは、平衡交付金、国库補助金であります。奄美群島におきましては租税負担によつて地方財政が賄われておる。こいうような状況でありまして、住民生活の窮乏を招いて参りまして、島民の中には甘藷や蘇鉄だけで運命を繋ぐという者が日に増加して参つておるのであります。

す。而も本群島の産業別就業者は、その八四%が農業就業者であります。が、農業の現状を見ますと、全島面積が十二万八千余町歩のうち僅か一四・六%が耕地面積であり、一戸当り三・八反、全国の平均は八・六反でありまして、一戸当り三反八分といふ、こいう極く零細農業でありまして、主要食糧の配給を受けることさえ困難となつて、受配人口の五〇%が、甘藷、蘇鉄に頼つておるといふ状況なのであります。ここのような生活困窮者と零細農業の多くを抱えながら、本島におきましては生活保護法の適用がなく、官庁の統計によつて計上されておられますけれども、これに対する援護金というものは、琉球政府の下におきまして、僅か一月分現地のB円にいたしまして六十円、日本円では百八十円といふ、文字通り天井より目録の域を出ず、児童福祉法は本年七月以降実施されましたが、見るべき何らの施策もなされておられません。内地並みの生活水準を基準に考えますと、要援護者の数といふものは恐らく二倍乃至三倍に達する状況になつて参ります。全産業を通じて、生産活動は未だ戦争前の五〇%前後に過ぎない状況でありまして、雇用の機会が乏しく、勢ひ、内地、沖繩方面への労働力輸出となり、今日沖繩にある五万人に上る生産労働者の存在こそ、失業者

問題と関連いたしまして、明日の重要な社会問題の大きな原因となつておる状況であります。

又教育行政について見ますと、現在、教育は琉球教育法によりまして実施され、教育委員会制度が行われ、教育委員会には独立の財源として教育税が賦与されておられますが、ただそれら過重の税負担の上に更に教育税を強いられた住民は到底これが納入に堪えず、殆んど市町村が教育税の徴収を停止しておるという状況であります。学校建築は琉球政府の財政逼迫のため遅々として進まず、教室も一人当り坪数は小学校〇・三坪、中学校は〇・二七坪、高校〇・五七坪という状況でありまして、使用中の教室自体が間仕切り教室とか掘立小屋、こういうような状況であります。

これらの諸般の窮乏せる環境をじかに視察し、そして我々が率直に感じましたことは、一日も早く奄美群島が復帰することがこれらの問題解決の第一歩であります。ダレス声明は、成るほど全島民に明るい希望、民族の独立、民族解放の雄大な理想達成に欣喜雀躍たらしめました。当時の予想に反し、十一月一日脱が延延し、今日、住民を非常に失望させているのであります。然るに、このような重大な問題というものを、今日、政府はどれだけの熱意を入れて、どれだけ真剣に外交交渉において取上げておるかという問題で

あります。昨日も地方行政委員会におきまして外務大臣に質問し、明らかにになりましたことは奄美群島の領域に関する問題、軍事基地設定等に関する重大な問題は、日米両国の話し合いによつて意見の一致を見たけれども、現在は事務引継ぎに伴う技術的な問題がなお残されて、十一月一日が十二月一日に延び、更に十二月一日も確信ある返還期日ではないような答弁振りであります。私たちは、こういう重大な問題こそ、総理大臣、外務大臣は先頭に立つて、アメリカとの交渉によつて、現地二十余万同胞は勿論、国民の希望であるところの奄美大島の返還の実現を図ることこそ、不平等条約改訂、国土に対する主権の回復を図る第一歩であると考えます。けれども、遺憾ながら、今日の政府のこの態度は、この重大な奄美大島返還の問題を一外務省の事務官に任しておる始末なのであります。あたかも日韓会談が決裂いたしましたのも、即ちこの重大な国際的な交渉を一外務省の吏僚に任しておる、こういう態度の中に大きな原因があることを我々は忘れることはできませんが、奄美大島の問題に關しまして、この返還期日がこのように十一月一日から十二月一日になり、更に若干遅れる見通しにあるということは、誠に遺憾に存する次第であります。而も現地におきましては、十一月一日に返還になるものという予測の下に、沖縄の軍政府の司令官は十月末までの予算措置

をとりまして、琉球政府におきましては十月末までの人件費は配分いたしておきますが、千九百五十三年の七月以降の事業費等は、皆目、令達されてない状況なのであります。先ほど申し上げましたように現地の琉球銀行は今、金融引締めにかかつておる。又経済界におきましては、B円と日本円の交換を前にいたしまして、債権債務の關係の処理に追われて、経済活動は、まるつきり停止しておる。こういうような状況でありまして、奄美大島の返還が一日延びるというところは、奄美大島群島における地方行政の困難を招き、経済活動を混乱させ、住民生活を一層困窮の中に拍車をかける状況にあるのであります。而も奄美群島は、戦争前におきまして、内地本土から離れ、辺鄙な地域であり、年々数回の台風に見舞われておる。こういうような地理的な条件からいたしまして、例えば昭和十年から奄美群島復興十九年計画を立てて、当時の金で四十億の支出を政府は約束いたしましたのであります。が、この奄美群島が八年間の空白期間を本土から切り離されて、而も活かさず殺さずというやうな、こういうみじめな行政下にあつたというこの事実こそ、我々は忘れてはならぬ重大な敗戦の犠牲であらうと存するものであります。

〔議長退席、副議長着席〕  
私は今回の視察を通じ痛切に感じさせられましたことは、この奄美群島の返還を一日も速かに実現すること、そして又奄美群島の今後の復興計画を促進することこそ、やがては平和条約第三条に基くところの琉球諸島、小笠原、南千島等、我が国本来の領土権を回復する第一歩であらうと考えているものであります。こういう意味合いにおきまして、我々は政府当局に對し、まして、少くともMSAに払う努力の何分の一でも奄美群島返還問題に努力いたしますならば、アメリカ側といたしまして、我々の公正な主張に、或いは外交交渉を通じ、速かな返還に適切な措置が図られるものと期待いたしているものであります。願わくは政府当局におきまして、又本議会におきまして、奄美群島の事情を更に詳しくに検討されまして、返還並びに復興に適切な今後の施策あらんことを要望申し上げまして、私の御報告を終ることにいたします。(拍手)

〔鈴木一君発言者指名の許可を求めむ〕  
○副議長(重宗雄三君) 鈴木一君、を指名いたします。  
○鈴木一君 無所属クラブは千田正君を指名いたします。  
○副議長(重宗雄三君) 千田君の発言を許可いたします。  
〔千田正君登壇、拍手〕  
○千田正君 同僚小林議員からすでに東南アジアの現地報告があつたと思ひますので、私は簡単であります。それはどうも、私は東南アジアであります。別の面から私の感じた点を御報告を申し上げます。  
我々の参りましたインド、パキスタン或いはビルマ、タイ、セイロンというやうな国々は、曾つて数百年の間、イギリスの力強い、いわゆる東南アジアへの資本的な攻勢の下に、長い眠りを続けておつたのであります。けれども、第二次世界大戦と同時に彼らの目が覚めて、今や英国の羈絆から脱しようとするあらゆる行動を起しているものであります。一九四七年、インドは共和国としてイギリスからの桎梏の手を逃れて立ち上り、続いてセイロン、パキスタン或いはビルマ、タイと、この曾つてのユニオン・ジャックのひるがえるところ、日の没する所なしと囁語したところの、この英国の植民地が、次から次へと独立或いは独立せんとするこの姿が、只今の東南アジアの現実であります。インドは御承知の通り、ネール首相が先づ先頭に立つて、数十年におけるところの対英抗争によつて漸く立ち上りました。今年の正月、ネール首相が国会において、彼が国民に告げたいわゆる「大国」というものはどういふものか」という定義の言葉を我々は引用して、今後の東南アジアというものを考えた場合に、このネール首相の言葉こそが将来アジアの大きな問題になるのではないかと、これを示唆されたのであります。それはどういふことかと言いますと「世

至る所において我々は看取することができたのであります。

界の大国というものは、領土が広くなければならぬということ、国民が多い、いわゆる労働力が豊富でなければならぬ。第三点はナショナル・リソース即ち国家の資源が豊富でなければならぬ。この三つの条件を備えたものが世界の大国と言ふべきであつて、現世界の情勢から見るといふと、アメリカ合衆国、ソヴィエト・ロシア、中共、同じくインド、この四つこそが世界における大国である。次の時代をリードするのは、この四つの大國でなければならぬ。而もソ連であるとか或いはアメリカというものは、おのおのその思想的な面から言つて相対峙してゐる。インドこそは、いづれにも属せずに、アジアのための先頭に立つて、そしてこの世界の相争うところの焦点の真中に立つて、世界平和を唱道するのが、我々インドの理想であり、又我々と共にするところの日本も、或いはその他のアジア諸國も、インドと共に手を結んで今後の世界平和に寄与するであらう」ということを、

彼ネールは国民に訴えたのであります。そういうような指導者であるところのネールの氣持が、全インド人の氣持となり、或いは税關の官吏或いは鉄道の職員、隅々に至るまで、少くともインテリゲンチヤである者は、このネールの思想に感化されつつ、世界のいわゆる平和運動の先頭に立つて、アジア民族の指導者た然とする氣概は

更に東南アジアを廻つて特に考えなければならぬのは、長い間、隸屬の地であつたといふことの結果、経済にも、文化にも、或いは教育にも、その底辺をなすものは何かと言ひますと、これは宗教である。いわゆる仏教より古いところのヒンズー教、或いは仏教或いはファイイ教、キリスト教、こゝういふような宗教が国民生活と結び付いて、一方には、只今申上げましたようなネールのように世界のリーダーたらんとする高邁なる理想を持つておつて、国民がそれに唱和しながら、実生活は相変らずのいわゆる宗教の迷信の下に、いろ／＼な残された古い跡を辿つておるといふ現実も、又偽らないところの姿なのであります。

でありますから、将来の日本の東南アジアへのいわゆる進出といふことを考へてみましても、英國といふものの勢力を除いて我々は考へることはできないのであります。一例を申上げますと、インドは現在、軍備が、陸軍が六十万、海軍も空軍も相当持つておりますが、海軍の總司令官、空軍の總司令官は、二人ともこれは英國の軍人を雇つて、そしてインドの總司令官としておるのであります。現実にはやはり英國といふものの力が強い影響を持つておるといふことを考へなければなりません。

更に、先般以来、吉田首相は、日本の國策として日本の自主経済を自立するために、どうしても東南アジアに向つて貿易を開始しなければならぬと、こゝ何回となくこの壇上から叫んでおられたのであります。現実はどうかといふと、イギリスは、少くとも英植民地、曾つての英領であつた國々に対しては、どうして日本の商品を入れたくない。昨年一月以来、イギリスは日本に対して対日商品の輸入禁止といふ一つの權を作つて、日本の商品を妨いだのであります。その結果はどうであるか。曾つて我々は、スターリング・ユーリア、この英領方面に輸出したところの金は、昨年の初めは半期において約三億八千万ドルに及ぶところの歴大なる貿易をしておつたのであります。本年は僅かに一億五千万ドルに低下しておるのであります。このように、英國側がどうしても日本の商品を東南アジアに入れたくない。こゝういふ門戸を閉ざされた中に日本の商社は苦勞しつつつたておるといふのが現状であります。

併しながら、誠意を以てそして我々が願ひば、必ずこの門戸は開かれるであらうといふことは、日本に対して惡い感情を持つておる國はどの國もない。インドにおいても、セイロンにおいても、パキスタンにおいても、或いはビルマにおいても、タイにおいても、日本に対する感情は決して悪く

い。ただ長い間のいわゆる習慣から、抑えつけられておつた習慣からまだ抜けられないで、やはりイギリスのほうに力が大きいんだ、経済力が強いんだ、物を買ひなればやはり英國の製品は少しくらい高くても英國のものを買ひたいといふのは、長い習慣からの考え方である。に我々は見受けられませんでした。こゝうした伝統的な考え方を打破して行くためには、日本の商社の人たちは、やはり道義的に考へて、いゝものを安く賣つて賣つて行かなければならぬ。ところが、残念ながら現在の状況ではコスト高である。そこで先ほども私は予算委員会において各大臣に質問したのであります。日本の貿易政策は轉換の時期に来ておるのじやないだらうか。たとへて言ひますと、いうと、ボンベイにおきましては、イタリアの商人或いは西ドイツの商人がたくさん入り込んでおります。そうして日本の商人と競争をしております。併しながら、この競争をする場合においては、イタリアはイタリアなりのコーポレーションを作り、ドイツはドイツなりのコーポレーションを作つて、価格を統制して、決して日本の商品に負けないやうに、仮りに一割百万円といふものを日本が賣り出したならば、我々のほうは八十万円でよろしい、マイナス二十万円は本國においてカバーしてやろう。いわゆるイタリアもドイツも総力を挙げて、東南アジア

の市場開拓のために、あらゆる保護政策を以て闘つておる。併しながら日本の現状はさうではありません。行つておる商社は自由競争である。國內においても自由競争、海外においても自由競争であつては、到底この強力な相手に向つて我が商品が進出することは無意味であると同時に容易でないといふことを考へた場合に、私は今後のいわゆる貿易政策は、すでに轉換の時期に来ておるのではないだらうか。少くとも日本のこゝういふ面に携るところの經濟審議庁の長官なり或は通産大臣なり或いは大藏大臣なりは、十分にこの状況を考へて、日本の政策を轉換しなければならぬと、私も痛感して參つた次第であります。

時間ありませんから、最後に申し上げますが、東南アジアの國も日本に対して好意を持つておる。ただ私どもは残念に思ふのは、インドとパキスタンの間に、宗教的な争ひから、いわゆるカシミール問題、カシミヤのいづれに屬するかといふことを中心にして争つておることは誠に遺憾に考へたのであります。御承知の通りパキスタンは新らしく獨立國としてスタートしたのでありますけれども、あの沙漠地帯にどうしても水を引いて來なければ、いわゆる農産物の増産ができない、或いは電力の補給ができない、こゝういふので、ヒマヤラの峯巒であるところのカシミールからこゝうした水を

昭和二十八年十一月六日 参議院會議録第五号

恩給金庫復活に関する請願 議事日程変更の件

戦犯者の釈放等に関する請願外一件 議事日程変更の件

八五

引こうとするのに対して、インド側は逆に、カシミヤの経済力の……、カシミヤとパキスタンとに分れたために、カシミヤを自分のほうに引入れなかつたならばインドの経済は危い……この二つの国が、曾ては対英抗争に血みどろの闘いをして来た人たちがお互いに分れて、昨日の友は今日の敵となつておるこの姿は、誠に残念至極に我々は感じたのであります。パキスタンの首相モハメット・アリが我々に向つて、「日本の皆さん、よく聞いてもらいたい。ネールは昨日までは我々と共に対英抗争のために牢獄の中に血涙を流した同志である。然るに今日は我々の敵となつてカシミール平原に二十万の軍隊を派遣して我々と戦おうとしておる。若し世界第三次大戦が起きる原因がここに有るとするならば、東洋においては朝鮮三十八度線或いは仏領インドシナ、このカシミール、イタリアとユーゴスラヴィアのトリエステ、更にベルリンの東西ドイツと、この五つの箇所が、第三次世界大戦が勃発するとするならば、その発火点であろう。我々はこのインドとパキスタンの争いを第三次世界大戦の序幕にしたくはない。曾ての同志であるから、愛を以て、人道のために、この我々の水の資源に正しい判断を与えてもらいたい」という、悲痛な叫びをあげておるのであります。若しも世界大戦がカシミール平原を中心として起る

ならば、それはインド側の責任である。と彼らは言うのであります。モハメット・アリは、アラビヤ沙漠を背景とした月と星のマークを掲げたこの新らしいパキスタンが、第三次世界大戦の発火点にならないように、心から祈りを捧げて我々は帰つて参りましたのであります。どうか東亜の平和のために、我々の貿易の市場の同志のために、この東洋においてそうした不幸な事態の生じないことを祈つてやまないものであります。

以上簡単であります。が実情を御報告申し上げまして、皆様と共に、この日本の独立の経済のために、又東亜の新しい時代に対処するところの息吹きを更に増進するためにも、皆様の正しい判断の下に御協力を得たいと思つ次第であります。誠に簡単であります。が、右御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) これにて自由討議を終ります。

○副議長(重宗雄三君) 日程第八、恩給金庫復活に関する請願を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長小酒井義男君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔小酒井義男君登壇、拍手〕

○小酒井義男君 只今議題となりました恩給金庫復活に関する請願につきま

して、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この請願は、過般改正せられた恩給法の規定中には一応恩給金の途が開かれてはいるが、この恩給金は、現在の金融機関が片手間に処理し得るような程度のものでなく、真に受給者の利用に便であつて、その福祉に寄与し得るものであるがためには、別途独立した金融機関を設ける必要があるから、この際、恩給制度の完全を期するため恩給金庫を復活せられたいという趣旨のものであります。

内閣委員会におきましては、この請願の趣旨は、恩給法の改正された今日、多数恩給受給者の切実な要望でもあり、又その実現を期することが受給者のため緊切な問題であると認めまして、又、他方におきましては、これと大体同一趣旨の請願が先十国会におきまして本院に提出されました。當時本院においてこれを採択し、内閣に送付すべきものと決定いたしましたので、この請願もそれと同一の取扱をなすべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて本請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(重宗雄三君) この際、日程の順序を変更して、日程第九の請願及び日程第四十三の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員会理事小野義夫君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔小野義夫君登壇、拍手〕

○小野義夫君 只今上程されました請願及び陳情に対する委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

請願第五十号は戦犯者の釈放等に関するもので、平和条約が発効して一年有余を経過した今日、なお受刑者がいることは誠に遺憾であるから、一日も早くこれら全戦争受刑者が釈放されるよう折衝せられたいと共に、戦犯刑死者及び獄死者の遺族に対しても戦死者遺族同様に公的保護の措置をとつてもらいたいという趣旨のものであります。

陳情第一号も同じく戦犯者の釈放に関するもので、終戦以来八年余に及ぶ今日、多数の人が戦争犯罪人として愛国苦難の生活を余儀なくされ、その家

族が苦難の生活を送つてゐることは、日本国民として忍び得ない悲惨事であるから、政府及び国会は速かにこれら戦争犯罪人を釈放する措置を講ぜられたいとの趣旨のものであります。

以上の二件につきまして、政府の所見を聞き、慎重に審議いたしました結果、いずれもこれを採択し、院議に付して、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(重宗雄三君) この際、日程の順序を変更して、日程第十より第十五までの請願及び日程第四十四より第四十九までの陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。水産委員長森崎隆君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年十月六日 参議院會議録第五号 議事日程変更の件 金沢駅構内操車場移転に関する請願外十件

## 〔森崎隆君登壇、拍手〕

○森崎隆君 只今議題となりました請願七件、陳情六件につきまして、水産委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

請願百五号、日本近海のオットセイ漁獲事業許可に関する請願、これは海上におけるオットセイの漁獲が、終戦と同時に連合軍の命によりまして許可を中止し、爾来九年間放置されて、業者の困窮甚だしく、よつて速かに国際間のオットセイ保護条約を締結すると共に、海上漁獲を解禁し、いるか漁業船を対象に許可制限の原則を規定せられたという請願でありまして、委員会におきましては政府委員と応答を重ねまして慎重審議をいたしたのであります。委員からも、一方において水産資源の保護が叫ばれている今日、日本国土外に棲息している動物によつて日本近海の重要魚類が食害せられ、漁業上に重大な影響を与えており、而も無条約状態のため、保護の義務のみをまじめに履行して、これに関する権利は何ら主張されていない現状は、甚だ不合理であり、殊にオットセイの繁殖がまさに飽和点に達しておる今日、徒らに困窮せる漁民から密猟の犯罪者を出すごときは、全くの愚策であり、速かに条約を締結して漁獲を許可すべきである等の意見も出まして、政府委員からは、調査中の資料を一日も早く取りまとめ、条約締結の方途に進みたい旨の

答弁があり、この請願は願意極めて妥当としてこれを採択することにいたしました。

次に、請願百十一号、百七十二号及び陳情十四号の李承晩ライン撤廃等に関する請願並びに陳情、請願百十三号、内水面漁業の災害復旧に関する請願、百二十二号、漁船捕獲事件に関する請願、百八十五号、山口県下関漁港振興に関する請願、二百二十三号、日中漁業調整促進に関する請願、次に、陳情八号、九州西海域操業漁業者救済対策に関する陳情、十六号、内水面漁業振興対策に関する陳情、十七号、定置漁具災害補償制度確立等に関する陳情、十八号、海産物漁業調整委員会委員の身分確立等に関する陳情、十九号、山口県通漁港整備拡充に関する陳情、以上の請願、陳情等も、願意妥当としてこれを採択し、議院の會議に付し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました次第であります。

以上御報告を終わります。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長の報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(重宗雄三君) この際、日程の順序を変更して、日程第十六より第二十五までの請願及び日程第五十の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員会理事入交太蔵君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔入交太蔵君登壇、拍手〕

○入交太蔵君 只今議題となりました日程第十六より第二十五までの請願十件及び日程第五十の陳情につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

日程第十六は、金沢駅構内操車場移転に関する請願でありまして、その趣旨は、金沢駅中橋踏切は一日十三時間余に亘り交通が遮断され、人車の交通、物資の輸送に多大の支障を与えており、又この踏切を中心とする地域は都市計画工業地帯に編入されておるから、現在の金沢駅構内操車場を速かに移転して欲しいというのであります。

又、日程第十七の愛知県豊橋市中の郷踏切存置に関する請願の趣旨は、東海道線中の郷踏切が廃止されると、鉄道を挟む東西両市街の交通が遮断され、市民の受ける不便が甚大であるから、同踏切を存置して欲しいというのであります。

であります。以上の二件は、都市の交通発達並びに住民の利便の上から踏切の改善を考慮するを要するものと考慮いたし、いずれも願意を妥当と認めました。

次は、日程第十八の小型船舶職員養成費国庫補助に関する請願であります。請願の趣旨は、日本海員救済会が小型船舶職員となる者を養成するに必要経費を国庫で補助されたいというのであります。予算措置を講ずべきを妥当と認めました。日程第十九、船舶職員法中一部改正に関する請願は、船舶職員法を改正して、一定の学校を卒業した者には半額試験を免ずること、漁船のみに効力ある甲種免状制度を設けること、一定の海上実歴を有する者に対し學術試験を免除して乙種船長免状を授与すること、同法附則第二項の経過規定の期限を延長することとせられたという趣旨で、願意はおおむね妥当であると認めました。

日程第二十は、齒ブラシの貨物小口扱特別貨率免除に関する請願であります。その趣旨は、齒ブラシは生活必需品であり、石けん、齒みがきと同様、物品税の課税の対象となつたことのないので、貨物小口扱特別貨率を免除して欲しいというのであります。

次に、日程第二十一は、福岡県門司港田ノ浦臨港鉄道追加工事に関する請願であります。その趣旨は、田ノ浦臨港鉄道敷設工事は、当初の計画通り

目下施工中であります。その後、同鉄道活用のためには、運転、操車等の諸点から見て、当初の計画線のほかに更に大久保地区及び外浜地区線路を増強し、留置線及び通過線とする必要があり、門司港の代替施設としての機能を発揮するためには、これらの両地区の線路を整備しなければ事実上運転が困難であるから、両地区の鉄道整備を安全保障費による代替施設工事に追加して欲しいというのであります。委員会におきましては、願意を妥当と認めました。

日程二十二、立川―国立岡駅間に新駅設置の請願の趣旨は、立川駅と国立駅の中間地帯が急激に発展し、又官衙学校等もあるから、その中間に東立川駅を新設して欲しいというのであります。委員会におきましては、附近住民の利便を考慮して、願意を妥当と認めました。

日程第二十三は、京都府北丹鉄道の災害復旧費国庫補助等に関する請願で、その願意は、今次の十三号台風によつて全線十二キロが軌道面上四メートル乃至六メートルの濁水に没し、鉄道開設以来の致命的な損害を受け、その後一部は開通しているが、資金の關係上全線を開通せしむることが甚だ困難であるから、国庫の補助並びに特別融資をして欲しいというのであります。委員会においては、民生の安定

上、又風水害特別措置法の主旨を考慮し、願意を妥協と認めました。

次は日程第二十四、多治見―春日井阿駅間新路線敷設に関する請願であります。その趣旨は、岡崎―春日井阿駅間の現在の線は十二キロの間に十四のトンネルがあるので、旅客サービス及び輸送力増強の見地から、多治見駅より坂下町を経て春日井駅に至る新路線を敷設して欲しいというのであります。又日程第二十五の熱塩―米沢阿駅間鉄道敷設に関する請願は、沿線の地下資源及び林産資源の開発、並びに青森、秋田、山形、会津と東京を結ぶ最短距離としての鉄道の一部として、本区間に鉄道を敷設して欲しいというのであります。委員会におきましては、以上の二件につきまして、利用者の利便、輸送力の増強、資源の開発、民生の安定等の見地から、いずれも願意を妥協と認めました。

最後に、日程第五十の国鉄貨物輸送力増強に関する陳情であります。その趣旨は、最近、国鉄の貨物輸送状況は急激に悪化し、駅頭在貨も激増の傾向にあり、産業活動及び民生の安定に重大な影響を与える結果となるから、貨車の新造整備計画を強力に進めると共に、当面の対策として貨車の運用効率の向上に努力して欲しいというのであります。委員会におきましては、最近の国鉄の輸送力の現状から見まして、願意を妥協なものとして認めました。

昭和二十八年十一月六日 参議院會議録第五号、和歌山県紀の川堤防増強に関する請願外十六件

以上の請願十件、陳情一件は、いずれも議院の會議に付するを要し、内閣に送付するを要するものと全会一致を以て決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

○副議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○副議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(重宗雄三君) 日程第二十六より第四十二までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。建設委員長石川清一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕  
〔石川清一君登壇、拍手〕  
○石川清一君 只今議題となりました日程第二十六号和歌山県紀の川堤防増強に関する請願は十八件の請願について、建設委員会の審議の結果を報告いたします。

これらの請願中、河川に関するものは、和歌山県紀の川は五河川の改修工事の施行促進と、中川、荒川の総合開発促進に関するものであります。このほか新海県下の地に対する対策、長野県下の砂防施設に関するもの、並びに台風第十三号による京都府、長野県、三重県下の災害、東近畿の水害による災害復旧促進に関する請願であります。

次に道路に関するものは、熊本県下、三太郎峠のトンネル開鑿のほか二路線の改修工事促進の請願であります。これらのほか、公営住宅、産業労働者住宅及び住宅用地に関する請願と、大阪府津池小学校について駐留軍の行為による特別損失補償に関するものであります。

以上いずれも国土の保全開発、道路の発達、住宅問題の緩和、並びに教育施設に対する補償等、願意おおむね妥当なものとして、院議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)  
○副議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○副議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。次回は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後四時四十八分散会

○本日の會議に付した事件  
一、日程第二 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置等の一部を改正する法律案  
一、日程第三 昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律案  
一、日程第四 昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案  
一、日程第五 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案  
一、日程第六 建設省設置法の一部を改正する法律案  
一、日程第七 自由討議  
一、日程第八の請願  
一、日程第九の請願  
一、日程第四十三の陳情

一、日程第十乃至第十五の請願  
一、日程第四十四乃至第四十九の陳情  
一、日程第十六乃至第二十五の請願  
一、日程第五十の陳情  
一、日程第二十六乃至第四十二の請願

出席者は左の通り。  
議長 河井 彌八君  
副議長 重宗 雄三君  
議員 佐藤 尚武君 高良 とみ君  
小林 武治君 小林 政夫君  
楠見 義男君 岸 良一君  
上林 忠次君 加藤 正人君  
片柳 眞吉君 梶原 茂嘉君  
柏木 康治君 加賀山之雄君  
奥 むめお君 石黒 忠篤君  
飯島連次郎君 赤木 正雄君  
山川 良一君 森田 義衛君  
森 八三一君 村上 義一君  
宮城タマヨ君 溝口 三郎君  
三木與吉郎君 三浦 辰雄君  
前田 久吉君 廣瀬 久忠君  
林 了君 早川 慎一君  
西田 隆男君 中山 福蔵君  
豊田 雅孝君 常岡 一郎君  
土田国太郎君 田村 文吉君  
館 哲二君 竹下 豊次君  
高橋 道男君 高木 正夫君  
杉山 昌作君 新谷寅三郎君  
横川 信夫君 雨森 常夫君  
木村 守江君 伊能 芳雄君  
青柳 秀夫君 高野 一夫君

昭和二十八年十一月六日 参議院會議録第五号

|         |          |         |         |          |        |
|---------|----------|---------|---------|----------|--------|
| 西川 弥平次君 | 石井 桂君    | 湯山 勇君   | 小林 英三君  | 平林 太一君   | 八木 秀次君 |
| 井上 清一君  | 関根 久藏君   | 草葉 隆圓君  | 黒川 武雄君  | 村尾 重雄君   | 紅露 みつ君 |
| 川口 爲之助君 | 吉田 萬次君   | 石坂 豊一君  | 井上 知治君  | 八木 幸吉君   | 鈴木 一君  |
| 酒井 利雄君  | 佐藤 清一郎君  | 岩沢 忠恭君  | 栗山 良夫君  | 加瀬 完君    | 千田 正君  |
| 森田 豊壽君  | 谷口 弥三郎君  | 木下 源吾君  | 秋山 長造君  | 相馬 助治君   | 天田 勝正君 |
| 長島 銀藏君  | 長谷山 行教君  | 阿具根 登君  | 海野 三朗君  | 有馬 英二君   | 堀木 鎌三君 |
| 宮田 重文君  | 滝井 治三郎君  | 小松 正雄君  | 大倉 精一君  | 松浦 定義君   | 菊田 七平君 |
| 田中 啓一君  | 大矢 半次郎君  | 河合 義一君  | 岡 三郎君   | 長谷部 ひろ君  | 上條 愛一君 |
| 石川 榮一君  | 岡崎 眞一君   | 龜田 得治君  | 田中 一君   | 松浦 清一君   | 棚橋 小虎君 |
| 松本 昇君   | 石原 幹市郎君  | 白井 勇君   | 竹中 勝男君  | 鶴見 祐輔君   | 一松 定吉君 |
| 植竹 春彦君  | 岡田 信次君   | 清澤 俊英君  | 成瀬 幡治君  | 吉米 地義三君  | 松原 一彦君 |
| 松岡 平市君  | 大谷 豊潤君   | 小林 亦治君  | 森下 政一君  | 國務大臣     |        |
| 一松 政二君  | 中川 幸平君   | 小酒井 義男君 | 佐多 忠隆君  | 厚生大臣     | 山縣 勝見君 |
| 左藤 義詮君  | 寺尾 豊君    | 重盛 壽治君  | 小林 孝平君  | 政府委員     |        |
| 中山 壽彦君  | 中川 以良君   | 久保 等君   | 田畑 金光君  | 大蔵事務次官   | 河野 一之君 |
| 吉野 信次君  | 津島 壽一君   | 松澤 兼人君  | 森崎 隆君   | 大蔵省主計局長  | 原 純夫君  |
| 小龍 彬君   | 古池 信三君   | 高田 なほ子君 | 安部 キミ子君 | 厚生政務次官   | 中山 マサ君 |
| 榊原 亨君   | 大谷 賢雄君   | 矢嶋 三義君  | 阿田 宗司君  | 農林政務次官   | 篠田 弘作君 |
| 横山 フク君  | 西岡 ハル君   | 堂森 芳夫君  | 藤原 道子君  | 通商産業政務次官 | 古池 信三君 |
| 重政 庸徳君  | 小澤 久太郎君  | 小笠原 三男君 | 菊川 孝夫君  | 建設政務次官   | 南 好雄君  |
| 鹿島 守之助君 | 木内 四郎君   | 若木 勝蔵君  | 山田 節男君  |          |        |
| 藤野 繁雄君  | 近藤 信一君   | 内村 清次君  | 松本 治一郎君 |          |        |
| 石村 幸作君  | 青山 正一君   | 三橋 八次郎君 | 荒木 正三郎君 |          |        |
| 秋山 俊一郎君 | 入交 太蔵君   | 羽生 三七君  | 野澤 勝君   |          |        |
| 仁田 竹一君  | 松平 勇雄君   | 千葉 信君   | 三木 治朗君  |          |        |
| 永岡 光治君  | 加藤 武徳君   | 山下 義信君  | 加藤 シヅエ君 |          |        |
| 上原 正吉君  | 郡 祐一君    | 後藤 文夫君  | 市川 房枝君  |          |        |
| 山本 米治君  | 西川 甚五郎君  | 須藤 五郎君  | 戸叶 武君   |          |        |
| 小野 義夫君  | 徳川 頼貞君   | 笹森 順造君  | 木島 虎蔵君  |          |        |
| 藤田 進君   | 平井 太郎君   | 石川 清一君  | 最上 英子君  |          |        |
| 川村 松助君  | 堀 末治君    | 三浦 義男君  | 松永 義雄君  |          |        |
| 白波 瀬米吉君 | 池田 宇右衛門君 | 深川 タマエ君 | 武藤 常介君  |          |        |
| 島津 忠彦君  | 大和 與一君   | 寺本 廣作君  | 國 伊能君   |          |        |

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部

十五円

(配達料別)

発行所

東京都新宿区南大塚二丁目一五  
大蔵省印刷局  
電話九段四三三〇  
郵便東京一九〇〇〇官報課